

# 日本のEPA原産地規則と原産品確認

日本・タイ経済連携協定と原産地規則、  
日本・アセアン包括的経済連携協定の特徴と違い



2016年7月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

# 日本のEPA原産地規則と原産品確認

<b>1. EPA/FTAの活用</b>	<b>3-70頁</b>
1-1 活用のための事前検討	3-16頁
1-2 EPA特惠関税	17-32頁
1-3 EPA品目別原産地規則と判定	33-70頁
<b>2. 原産地証明書発給手続きと義務</b>	<b>71-84頁</b>
2-1 原産地証明書発給手続き	71-80頁
2-2 申請者の義務	81-84頁
<b>3. 日本ASEAN包括的経済連携協定の特徴</b>	<b>85-93頁</b>
<b>4. EPAを利用した継続輸出の場合の社内管理例</b>	<b>94-99頁</b>

# EPA/FTAの活用

## 活用のための事前検討



# 事前検討項目と順序

1. 輸入国の投資奨励制度は？

Yes

輸入者は投資奨励制度の適用を受けているか？

Yes

どの程度の優遇？

2. 輸入国とのEPA/FTA？

Yes

いつ発効されたか？

参考



照合



有利な方を選択

3. 当該EPA特恵関税はいくら？

関税撤廃（即時/一定期間後）、スケジュール減税、関税割当、対象外？

照合



低い関税率選択

MFN関税はいくらか？

EPA税率選択

4. 当該EPA品目別原産地規則？

完全生産品、付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準？

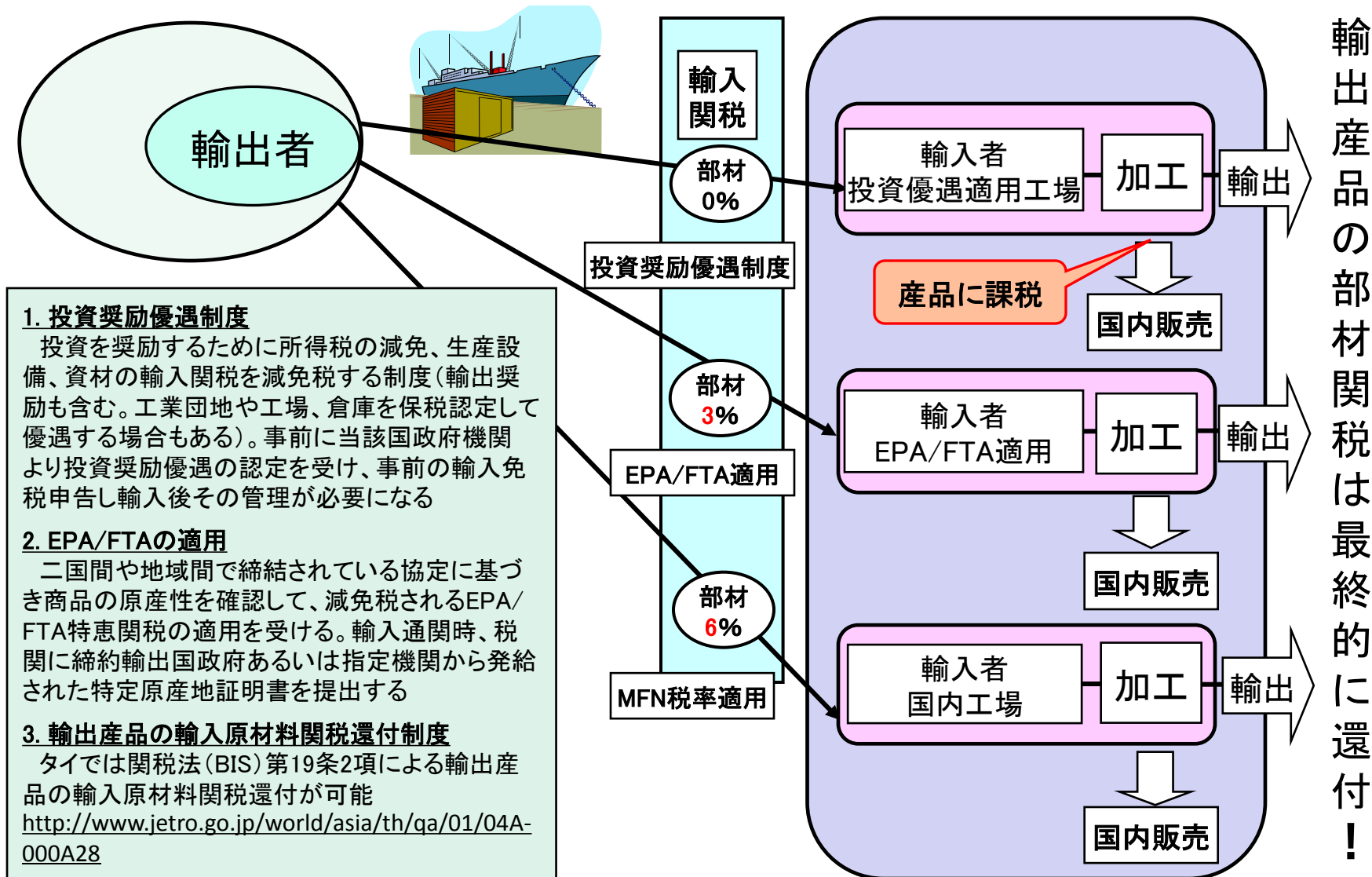
条件のクリアー

5. 当該EPA積送基準？



# 有利な輸入国の輸入関税は？

★EPA税率は締約相手国市場向け製品およびその部材の輸入に最適！



## 1. 投資奨励優遇制度

投資を奨励するために所得税の減免、生産設備、資材の輸入関税を減免税する制度(輸出奨励も含む。工業団地や工場、倉庫を保税認定して優遇する場合もある)。事前に当該国政府機関より投資奨励優遇の認定を受け、事前の輸入免税申告し輸入後その管理が必要になる

## 2. EPA/FTAの適用

二国間や地域間で締結されている協定に基づき商品の原産性を確認して、減免税されるEPA/FTA特惠関税の適用を受ける。輸入通関時、税関に締約輸出国政府あるいは指定機関から発給された特定原産地証明書を提出する

## 3. 輸出産品の輸入原材料関税還付制度

タイでは関税法(BIS)第19条2項による輸出産品の輸入原材料関税還付が可能  
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-000A28>

# タイの投資奨励策の法体系

## 1. 投資奨励法

投資奨励業種設定、奨励方策設定、 奨励方策(スキーム)

- a. 法人税／所得税免税
- b. 機械設備輸入関税免税
- c. 輸出用製品の原材料輸入関税免税
- d. 税金以外の特典  
⇒外国人就労滞在許可、外国人の土地所有許可

## 2. 工業団地公社法

工業団地設営、工業団地への投資奨励

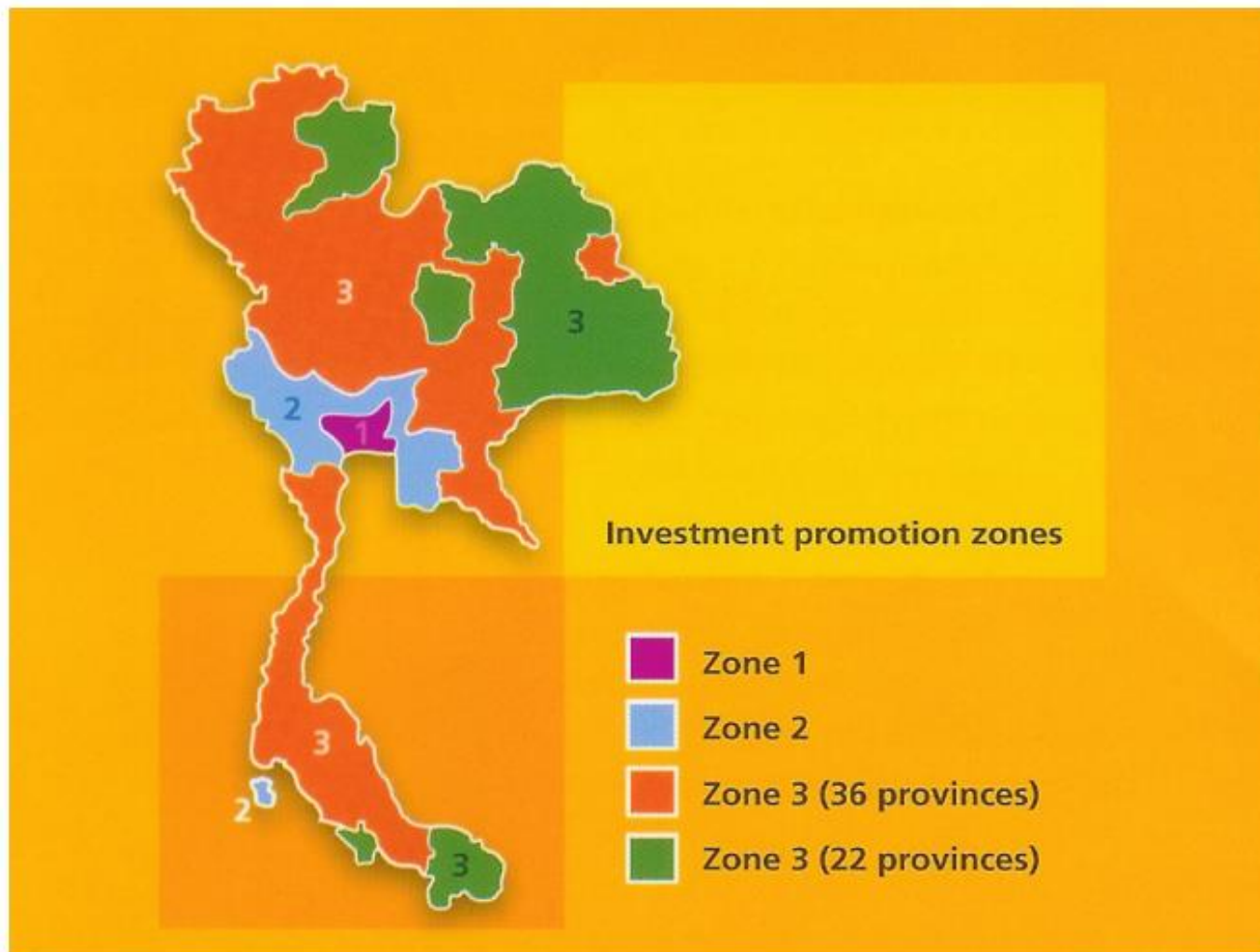
## 3. 外国人事業法

外国人の企業設立、事業に関する条件、規制

## 4. その他、財務省による輸出奨励税制

免税措置、関税法第19条付則等

# タイの投資奨励ゾーン



(出所) 日本アセアンセンター

# ゾーン別投資奨励の税制特典

		法人所得税減免	機械設備 輸入税減免	輸出製品原材料 輸入税減免
第1ゾーン (6県)	工業 団地外	減免税なし	輸入関税10%以上のものは50%減税	1年間(延長可能)
	工業 団地内	3年間免税	輸入関税10%以上のものは50%減税	1年間(延長可能)
第2ゾーン (11県)	工業 団地外	3年間免税	輸入関税10%以上のものは50%減税	1年間(延長可能)
	工業 団地内	7年間免税 条件あり/条件外は5年間 (注1)	免税 (注1) 条件付。この条件を満たさない場合は 輸入関税10%以上のものは50%減税	1年間(延長可能)
第3ゾーン(1) (36県)注2	工業 団地外	8年間 インフラストラクチャー整備建設費用の25%を 収益発生日から10年間、通常の減価償却費に 付加して純利益額から控除できる (注3)	免税	5年間(延長可能)
	工業 団地内	8年間 ①8年間の免税期間終了後、5年間50%減 ②輸送費・電気代・水道代の2倍までの金額を 経費として収益発生日から10年間純利益から 控除できる	免税	5年間(延長可能)
第3ゾーン(2) (22県)	工業 内外 とも 同一	①8年間の免税期間終了後、5年間50%減税 (注3) ②輸送費・電気代・水道代の2倍までの金額を 経費として収益発生日から10年間純利益から 控除できる。 ③インフラ整備建設費用の25%を収益発生日 から10年間純利益から控除できる	免税	5年間(延長可能)

注1 第2ゾーンにあるIEAT管理の工業団地またはBIO認可工業団地に立地し、2009年12月31日までに投資奨励申請が受理されること

注2 第3ゾーンにあるIEAT管理の工業団地、またはBOI認可工業団地、これらの条件下にあるレムチャバン工業団地、ラヨン県内の工業団地に立地するプロジェクトは、第3ゾーン(2)と同じ特典を受けることができる。ただし、2009年12月31日までに投資奨励申請が受理されること

注3 10年間のいずれかの年の利益から控除するか、あるいは数年にわたって控除することができる

(出所)アセアンセンター <https://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/thailand/invest/guide/>



# 特別重要業種の投資奨励と税制優遇

## 1. 税制優遇

- ★ 機械輸入関税免税 ← 立地ゾーンに関係なく
- ★ 法人所得税を8年間免除 ← 立地ゾーンに関係なく

## 2. 特別重要業種

- ★ 農水産業およびその製品
- ★ 技術開発および人的資源の開発に係る事業
- ★ 公共事業、基本的なサービス
- ★ 環境保全・環境対策に関する事業
- ★ 重点産業

## 3. 重点産業

- ★ 鋳造、鍛造、金型、治具、工作機械(定められたもの)、精密高速機械用切断・洗浄・切削・研磨・ねじ込み用備品および資材の製造
- ★ 航空機および部品、航空機に使用する備品の製造、または修理・表面処理(鍍金)
- ★ エネルギーを節約する機械、設備または代替エネルギーを使用する設備の製造・太陽電池の製造
- ★ 電子機器の設計・ソフトウェア産業
- ★ 研究および開発・理化学実験室・計測器校正
- ★ 人材開発
- ★ 産業廃棄物処理(汚水有害化学品処理)・リサイクル事業
- ★ 製品設計事業(条件あり)・デザインセンター・科学技術区・エネルギーサービス会社等

# 投資奨励策とEPAの比較

	投資奨励策	二国間EPA
優遇対象	全世界(国内投資家も含む)	協定批准国のみ(2カ国)
対象業種(注1)	製造業主体 特定サービス業種(金融・販売店を除く)	全ての業種対象 (サービス業の環境・条件等設定)
所得税免税	奨励策のみに存在	無関係
設備機械輸入税免税	対象国の限定なし(注2)	協定批准国対象(譲許スケジュールによる)
原材料輸入税免税	輸出用: 限定なし 国内販売用: 対応せず(注3)	輸出用: 協定批准国(譲許スケジュールによる) 国内販売用: 対応可能(注4)
非租税優遇	外国人の国内滞在労働許可 の弾力的運用 外国人の土地所有許可	手続き条件の改善 EPAでは認めず

注1 投資奨励策は個別業種振興、EPAは環境条件を横断的に改善。相違点に注意

注2 投資奨励策の設備機械輸入関税免税は立地条件あり

注3 輸入した原材料の管理が必要

注4 輸入原材料の管理不要

# 投資奨励策とEPA/FTAの関係

1. 所得税免税 EPA/FTA発効の影響を受けない。

2. 設備機械輸入関税減免税

輸入関税減税優遇よりEPA特惠関税の方が安い場合はEPAを利用する。  
ただし、EPAは、締約国同士間に限られること、さらに、  
(特定原産地証明書取得に要する手間+コスト) < (減税済み輸入関税 - EPA特惠関税)  
の場合に限る。

3. 原材料輸入関税減免税 同上

ただし、国内販売製品生産用原材料はEPA特惠関税が利用しやすく、有利である。

4. 投資奨励の目的

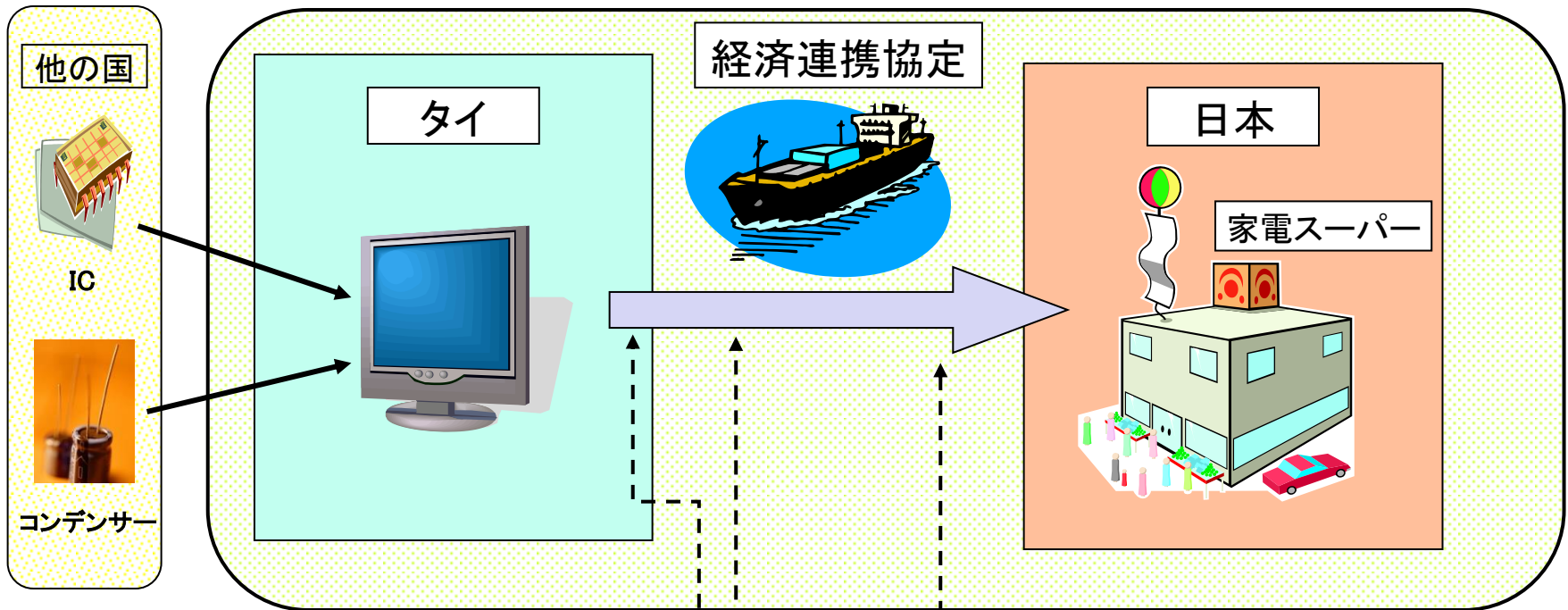
投資奨励業種製品のEPA特惠関税が撤廃あるいは低くなり、現地生産より輸入が有利になった場合、国内市場への製品供給戦略見直しの必要が出てくる。  
また、生産製品部材の関税がEPA締結により撤廃ないしは減税となり、部材費の低減による現地生産拡大に寄与する場合もある。

5. 複数のFTAの利用

複数のFTAを利用することにより第三国への輸出が有利になり、どちらか一方への投資が拡大し、他方への投資引き上げが起こる場合がある。

# 協定の特恵関税適用のための条件

## 日本タイ協定の場合



① 輸入製品の譲許表に特恵関税が設定されていること

② 生産品がタイの「原産品」と認められること(⇒タイ原産品判定基準である特恵原産地規則の原産地基準を満たしていること)

③ 日本への輸送途上でタイの「原産品」の資格を失っていないこと  
(⇒特恵原産地規則の積送基準を満たしていること)

④ 税関に原産地基準、積送基準の双方を満たしていることを証明すること  
(⇒特恵原産地規則の原産地証明書および必要に応じ運送要件証明書を提出すること)

証明書類: **特定原産地証明書**

証明書類: **運送要件証明書**  
(通し船荷証券の写し等)

(出所) 財務省関税局「日タイ経済連携協定—原産地規則の概要」抜粋

# 日本のEPA/FTA取組状況の調べ方(1)

外務省：経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | 御意見・御感想 | サイトマップ | リンク集

Google<sup>™</sup>カスタム検索   文字サイズ変更

外務省について | 会見・発表・広報 | **外交政策** | 国・地域 | 海外渡航・滞在 | 申請・手続き

[トップページ](#) > [外交政策](#) > [経済外交](#) > [経済上の国益の確保・増進](#) > [経済連携協定 \(EPA\) / 自由貿易協定 \(FTA\)](#)

## 経済上の国益の確保・増進

### 経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)

平成28年7月26日  
[英語版 \(English\)](#)

日本のEPA・FTAの現状  
(2016年6月現在)

- **発効済・署名済** ▶ 16  
シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP(署名済)
- **交渉中** ▶ 6  
(交渉完了・未署名含む)  
ASEAN全体(サービス投資章・実業合章)、コロンビア(交渉中)、日中韓(交渉中)、EU(交渉中)、RCEP(交渉中)、トルコ(交渉中)
- **その他** (交渉延期中または中断中)  
GCC、韓国、カナダ

新着情報

- ▶ [外務省・神戸商工会議所共催セミナー「メガFTA時代と日本企業」](#)
- ▶ [日・トルコ経済連携協定交渉第5回会合\(結果\) \(平成28年7月1日\)](#)
- ▶ [第10回日中韓自由貿易協定交渉会合\(首席代表会合\)の開催\(結果\) \(平成28年6月28日\)](#)
- ▶ [日・トルコ経済連携協定交渉第5回会合の開催\(平成28年6月22日\)](#)
- ▶ [第10回日中韓自由貿易協定交渉会合\(首席代表会合\)の開催\(平成28年6月22日\)](#)

# 日本のEPA/FTA取組状況の調べ方(2)

外務省:自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA) > 日・タイ経済連携協定  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/index.html)



外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | 御意見・御感想 | サイトマップ | リンク集 English Other Languages

Google™カスタム検索  検索 文字サイズ変更 小 中 大

外務省について | 会見・発表・広報 | **外交政策** | 国・地域 | 海外渡航・滞在 | 申請・手続き

[トップページ](#) > [外交政策](#) > [経済外交](#) > [経済上の国益の確保・増進](#) > [自由貿易協定\(FTA\)/経済連携協定\(EPA\)](#) > 日・タイ経済連携協定

## 自由貿易協定(FTA) / 経済連携協定(EPA)

### 日・タイ経済連携協定

平成26年1月21日  
[英語版\(English\)](#)

[ツイート](#) [いいね!](#) [メール](#)

平成19年4月3日署名、平成19年11月1日発効

#### 1. 協定の概要

[日・タイ経済連携協定の概要 \(PDF\)](#)

#### 2. 協定及び関連文書

[日・タイ経済連携協定及び実施取極 \(平成19年4月\) \(日本語・英語\)](#)  
[日・タイ経済連携協定に関する「運用上の手続規則」\(英語\) \(平成19年11月\) \(PDF\)](#)

#### 3. 交渉の経緯

[交渉開始までの経緯](#)  
日タイ経済連携協定タスクフォース

- [報告書の概要 \(平成15年12月\)](#)
- [報告書 \(日本語仮訳 \(PDF\)\)](#)・[英語 \(PDF\)](#) (平成15年12月11日)

# 日本のEPA/FTA取組状況の調べ方(3)

外務省：  
自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA) >  
日・タイ経済連携協定  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/index.html)

日・タイ経済連携協定及び実施取極  
(平成19年4月)(日本語・英語)

日・タイ経済連携協定に関する「運用上の  
手続規則」(英語)(平成19年11月)(PDF)

## 1.協定の概要

- ▶ [日・タイ経済連携協定の概要 \(PDF\)](#)

## 2.協定及び関連文書

- ▶ [日・タイ経済連携協定及び実施取極 \(平成19年4月\) \(日本語・英語\)](#)
- ▶ [日・タイ経済連携協定に関する「運用上の手続規則」 \(英語\) \(平成19年11月\) \(PDF\)](#)

## 3.交渉の経緯

- ▶ [交渉開始までの経緯](#)
- ▶ [日タイ経済連携協定タスクフォース](#)
  - [報告書の概要 \(平成15年12月\)](#)
  - [報告書 \(日本語仮訳 \(PDF\)・英語 \(PDF\)\) \(平成15年12月11日\)](#)
- ▶ [日・タイ経済連携協定交渉](#)
  - [交渉開始に関する共同発表 \(日本語仮訳・英語\) \(平成15年12月11日\)](#)
  - [第1回会合の概要 \(平成16年2月\)](#)
  - [第2回会合の概要 \(平成16年4月\)](#)
  - [第3回会合の概要 \(平成16年6月\)](#)
  - [第4回会合の概要 \(平成16年9月\)](#)
  - [第5回会合の概要 \(平成16年12月\)](#)

## 4.その他

- ▶ [大筋合意に関する共同プレス発表 \(日本語仮訳・英語\) \(平成17年9月\)](#)
- ▶ [日・タイ経済連携協定の署名等について \(平成19年4月\) \(日本語・英語\)](#)

# 日本のEPA/FTA取組状況の調べ方(4)

外務省:

自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA) > 日タイ経済連携協定

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/kyotei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html)



[トップページ](#) > [外交政策](#) > [経済](#)

## 経 済

### 日タイ経済連携協定

和文協定文と附属書

英文協定文と附属書

- ▶ [和文テキスト\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書1\(第2章関係\) 第18条に関する表\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書2\(第3章関係\) 品目別規則\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書3\(第4章関係\) 原産地証明書の必要的記載事項\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書4\(第6章関係\) 電気製品に関する附属書\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書5\(第7章関係\) 第77条に関する特定の約束に係る表\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書6\(第8章関係\) 投資に関する表\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書7\(第9章関係\) 自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)
- ▶ [英文テキスト](#)
- ▶ 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第一二条に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極」  
([日本語仮訳\(PDF\)](#)・[英語\(PDF\)](#))



# EPA特惠関税



# (参考)関税分類番号(HSコード)の特定

## ★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、最初に正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード、6桁)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなる。EPA利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意！

## ★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2015年5月現在153カ国・地域が加盟しており、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

## ★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用を使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁数字に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

## ★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合：

### ① 輸出取引の場合、

①-1 輸入締約国へ当該対象産品を初めて輸出する場合、輸入者を通じて輸入国税関に文書による関税率分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)を利用してHSコードの特定をする

①-2 輸入締約国へ当該対象産品を過去輸出したことがあれば、輸入国税関が承認したその対象産品の輸入許可書上のHSコードで特定されたことになる

② 過去に輸出実績があれば許可された輸出許可書に記載されている統計品目番号を調べる

③ 近隣の税関に問い合わせる

「輸出入通関手続や税番・税率等に関するお問い合わせ」 <http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

「輸入貨物の品目分類事例」 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

④ 税関の「関税率表解説・分類例規」で調べてみる <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(2) 日本への輸入の場合：

① 品目分類の事前教示制度照会書に対する回答書による特定 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

② 過去に輸入実績があれば許可された輸入許可書に記載されているHSコードを調べる

③ (1)-③、④に同じ

(注1) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。従って、(1)-②、③、④、(2)-③を利用する場合は、輸入国税関特定のHSコードと異なることがあり得る。(品目分類の事前教示は文書によらない電話やメールによる問い合わせの場合も同様)

(注2) ④の税関の「関税率表解説・分類例規」で調べた後は、③の「輸出入通関手続や税番・税率等に関するお問い合わせ」で確認することをお勧めする。

# (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

## ★ HSコード体系の改定

2007年1月1日、2012年1月1日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」の改定が発効し、2007年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などが2002年版HSコードに基づく表記から2007年版HSコードに基づく表記へと改定、また2012年1月1日より2007年版HSコードに基づく表記から2012年版HSコードに基づく表記へと改定された。これに伴い、現在ではHS条約加盟国のほとんどが出入申告書等の手続きは2012年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

## ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。

2009年1月以降に発効したEPA(日本スイスEPA以降)の譲許表・品目別規則は2007年度版HSコードに基づく表記になっている。現在発効しているEPAのHSコードは以下のとおり。

2002年版HSコードで規定されているEPA: 日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA: 日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA: 日オーストラリア、日モンゴル

参考資料:

税関「関税分類の概要」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm)

税関「輸出統計品目表2016年版」

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>

税関「実行関税率表2016年6月7日版」

[http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)

税関「輸入手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

税関「輸入申告書」

[http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5020.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf)

税関「輸入申告書記載要領」

[http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5020k.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf)

ジェトロ「アセアン各国の関税事前教示制度」 <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/classification.pdf>

ジェトロ「タイ事前関税率分類サービスについての告示」

[http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade\\_3\\_2008.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade_3_2008.pdf)

# 当該EPA・FTA特恵関税はいくらか？

## 日タイ経済連携協定の場合

相手国(タイ)側特恵関税率表は英文テキスト

Section 2 Schedule of Thailand

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf>

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Category	Column 4 Note	Column 5 Rate of customs duty										
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year	As from 11th year
8479.82	- - Mixing, kneading, crushing, grinding, screening, sifting, homogenising, emulsifying or stirring machines	B		3.75%	2.50%	1.25%	0	0	0	0	0	0	0	0
8479.89	- - Other	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8479.90	- Parts	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84.80	Moulding boxes for metal foundry; mould bases; moulding patterns; moulds for metal (other than ingot moulds), metal carbides, glass, mineral materials, rubber or plastics.													
8480.10	- Moulding boxes for metal foundry	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.20	- Mould bases	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.30	- Moulding patterns	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
	- Moulds for metal or metal carbides :													
8480.41	- - Injection or compression types	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.49	- - Other	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.50	- Moulds for glass	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.60	- Moulds for mineral materials	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
	- Moulds for rubber or plastics :													
8480.71	- - Injection or compression types	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0	0	0	0	0	0
8480.79	- - Other	B		3.75%	2.50%	1.25%	0	0	0	0	0	0	0	0
84.81	Taps, cocks, valves and similar appliances for pipes, boiler shells, tanks, vats or the like, including pressure-reducing valves and thermostatically controlled valves.													
8481.10	- Pressure-reducing valves	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8481.20	- Valves for oleohydraulic or pneumatic transmissions	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8481.30	- Check (nonreturn) valves	B		12.50%	10.00%	7.50%	5.00%	2.50%	0	0	0	0	0	0
8481.40	- Safety or relief valves	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8481.80	- Other appliances	B		12.50%	10.00%	7.50%	5.00%	2.50%	0	0	0	0	0	0
8481.90	- Parts	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84.82	Ball or roller bearings.													
8482.10	- Ball bearings	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8482.20	- Tapered roller bearings, including cone and tapered roller assemblies	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8482.30	- Spherical roller bearings	B		0.75%	0.50%	0.25%	0	0	0	0	0	0	0	0
8482.40	- Needle roller bearings	B		0.75%	0.50%	0.25%	0	0	0	0	0	0	0	0
8482.50	- Other cylindrical roller bearings	B		0.75%	0.50%	0.25%	0	0	0	0	0	0	0	0
8482.80	- Other, including combined ball/roller bearings	B		0.83%	0.67%	0.50%	0.33%	0.17%	0	0	0	0	0	0

# 当該EPA・FTA特惠関税はいくらか？

## 前頁の拡大

## 日タイ経済連携協定の場合

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Category	Column 4 Note	Column 5 Rate of customs duty					
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year
				84.80	Moulding boxes for metal foundry: mould bases:moulding patterns: moulds for metal (other than ingot moulds),metal carbides,glass, mineral materials,rubber or plastics.				
8480.10	- Moulding boxes for metal foundry	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.20	- Mould bases	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.30	- Moulding patterns	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
	- Moulds for metal or metal carbides :								
8480.41	-- Injection or compression types	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.49	-- other	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.50	- Moulds for glass	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.60	- Moulds for mineral materials	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
	- Moulds for rubber or plastics :								
8480.71	-- Injection or compression types	B		4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0%
8480.79	-- other	B		3.75%	2.50%	1.25%	0%	0%	0%

日本語の品目名は輸出統計品目表等で確認  
<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>

当該品目のHSコード(上6桁は国際共通)  
 輸出実績があれば貿易担当に問い合わせる  
 輸出実績がなければ税関に問い合わせる

表3欄注釈 撤廃までの  
 スケジュール(譲許)  
 後頁参照

表4欄相手国側注釈後頁参照

基準税率  
 必ずしもMFN税率に一致しない  
 必ず最新のMFN税率も確認する

# 当該EPA・FTA特恵関税はいくらか？

## 日タイ経済連携協定の場合

日本側特恵関税率表和文テキスト附属書1

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf)

1 関税率表 番号	2 品名	3 区分	4 注釈	5 関税率						
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
第39類	プラスチック及びその製品									
39.01	エチレンの重合体(一次製品に限る。)									
3901.10	比重が0.94未満のポリエチレン 塊(不規則なものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他 これらに類する形状のもの その他のもの	B		5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	
3901.20	比重が0.94以上のポリエチレン 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレーク その他これらに類する形状のもの その他のもの	A B A		無税 5.4% 無税	無税 4.3% 無税	無税 3.3% 無税	無税 2.2% 無税	無税 1.1% 無税	無税 無税 無税	



当該品目のHSコード(上6桁は国際共通)  
(18頁参照)



表3欄注釈 撤廃までの譲許  
スケジュール 後頁参照



表4欄日本側注釈後頁参照

基準税率  
おおむね、GSP税率・MFN税率に一致  
必ず最新のMFN税率も確認する

# 日本の実行関税率表

関税局のウェブサイト  
 実行関税率表(2016年6月版)

[http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品  
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Taxi/Rate		関税率(最近適用率) Tariff Rate (EPA)															単位 Unit					
番号 HS code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
		2 その他のもの																							
	210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO 関税率は税率表の13欄に「つき276.25万円」
	010.29	その他のもの																							
	100	1 解凍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
		2 その他のもの																							
	210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO
	010.30000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	010.80000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所:税関ウェブサイト

# 関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）。特惠原産地証明書（Form A）が必要
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋



# 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国および二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

## EPAの譲許（日タイ協定の場合）

表3欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の 毎年均等な関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n=2,3,4,5,6,7,8,10,15 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から不均衡な 関税引き下げ、または撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 対象品目：コーンビーフ、トマトケチャップ等 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当	割当数量枠内減免税 対象品目： （日本側）生鮮バナナ・パイナップル・豚肉調製品 （1602.49）・甘じゃ糖みつ（1703.10）・エステル化 澱粉その他の澱粉誘導体（3505.10） （タイ側）熱延フラットロール製品（7208の一部）
R	協定の発効後、一定期間を経て 関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

（出所）財務省関税局より一部抜粋

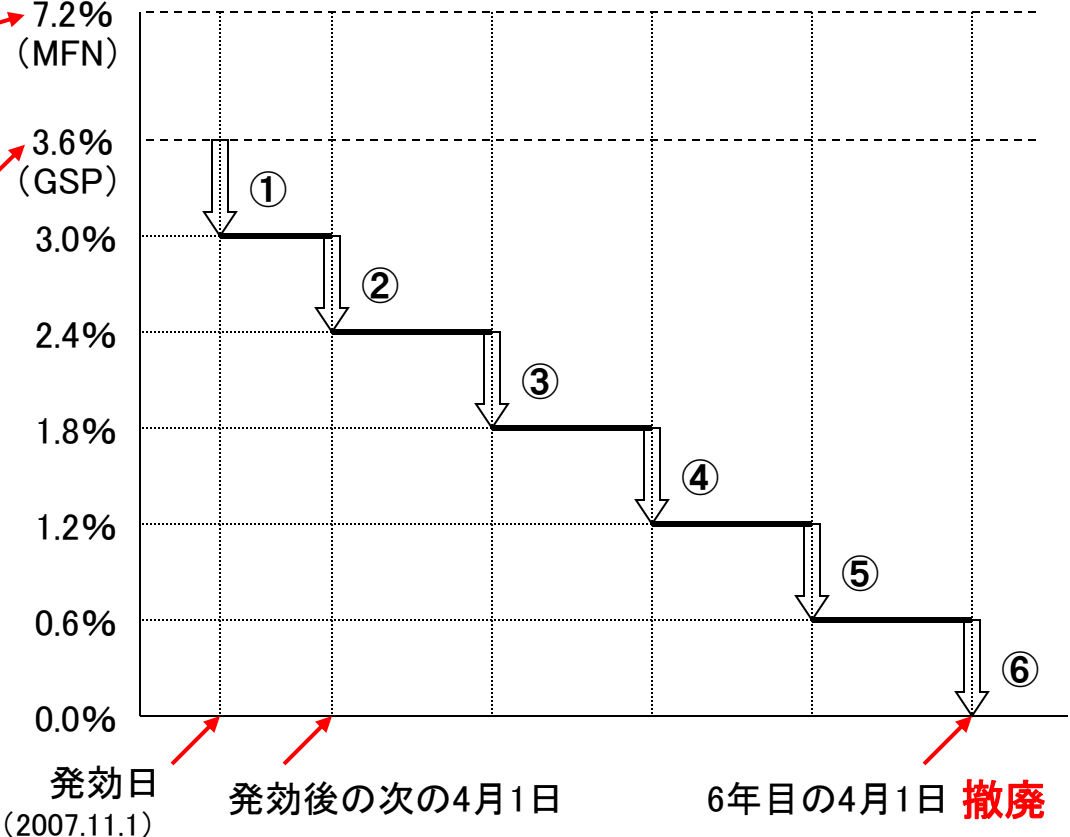
# 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例 日本タイ協定の場合(日本側協定特惠関税スケジュール)

(例) インスタントカレー・その他のカレー調製品 HS 2103.90  
 日本側譲許・・・B5(5年、6回の毎年均等な引き下げによる関税撤廃)  
 協定税率(MFN税率)・・・・・・7.2%  
 特惠税率(一般特惠税率)・・・・3.6%

協定税率 7.2%  
 ただし、タイは一般特惠税率対象国ゆえ、特惠税率対象品目については、特惠税率(GSP税率)が基準になる(注)

**X年目の税率の計算**  
 1回目の削減幅  
 $3.6 \div (5+1) = 0.6$   
 X年目の税率  
 $3.6 - X \times 0.6$

(注) 協定発効後はEPA関税が特惠関税(一般特惠関税)にとってかわることになる



(財) 日本関税協会ウェブサイト掲載資料

# タイ側譲許表・4欄(注釈)

## 日本タイ協定の場合

4欄	タイの譲許スケジュールに関する注釈
1	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の毎年均等な引き下げ
2	協定の発効日から5%を、6回の毎年均等な引き下げ
3	協定の発効日から無税とする
4	協定の発効日から27%に引き下げ、11回の毎年均等な引き下げ
5	協定の発効日から40%に引き下げ、11回の毎年均等な引き下げ
6	協定の発効日から30%を、11回の毎年均等な引き下げ
7	協定の発効日から65%を、11回の毎年均等な引き下げ
8	協定の発効日から60%を、11回の毎年均等な引き下げ
9	関税割り当て：初年度44万トン、次年度以降日タイ鉄鋼協議会決定、枠内関税：無税 11年目関税撤廃
10	関税割り当て：初年度23万トン、次年度以降日タイ鉄鋼協議会決定、枠内関税：無税 11年目関税撤廃
11	関税割り当て：初年度28万トン、次年度以降日タイ鉄鋼協議会決定、枠内関税：無税 11年目関税撤廃
12	協定の発効日から関税は5%あるいはそれ以下のMFN関税適用し、6年目には関税撤廃
13	AFTA終了時期/関税撤廃時期⇒2010年3月31日までに/6年目、2010年3月31日以降/AFTA終了12カ月後(AFTA終了:AFTA-CEPTに従って、関連するILリストの品目全てのASEAN6の関税が撤廃されることをいう) 注：ギアボックス、クラッチ、シートベルトなど80品目が2012年4月1日関税撤廃済。ただし、自動車製造会社あるいは自動車部品製造会社により輸入される自動車組立て用、自動車の構成部品および付属品となる自動車部品で、タイ工業省工業経済局発行輸入証明書が必要（参考）経済産業省「日タイEPAにおける自動車関連製品の関税撤廃について」 <a href="http://122.200.227.173/info/1206EPA.pdf">http://122.200.227.173/info/1206EPA.pdf</a> ジェットロ通商弘報 4dddf70fd32e8参照
14	AFTA終了時期/関税撤廃時期⇒2010年3月31日までに/8年目、2010年3月31日以降/AFTA終了36カ月後(AFTA終了:AFTA-CEPTに従って、関連するILリストの品目全てのASEAN6の関税が撤廃されることをいう) 注：エンジン、その部品など20品目が2014年4月1日関税撤廃予定。その他の条件や参考資料は前第4欄13に同じ
15	発効後6年目に再交渉

(注)関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日タイEPAのタイ側割当を参照。

[http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean\\_tariff\\_allocation.pdf](http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_tariff_allocation.pdf)

# 日本側譲許表・4欄(注釈)

## 日本タイ協定の場合

4欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎) ⇒ さわら、ずわい蟹等
2	関税割当の条件(1年目4,000トン、2年目5,000トン3年目6,000トン、4年目7,000トン、5年目以降毎年8,000トン、枠内関税無税等) ⇒ 生鮮バナナ 輸出国管理方式
3	関税割当の条件(1年目100トン、2年目150トン、3年目200トン、4年目250トン、5年目以降毎年300トン 枠内関税無税) ⇒ パイナップル(生鮮のもの) 輸出国管理方式
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) ⇒ 砂糖
5	関税割当の条件(毎年1,200トン、枠内関税16%) ⇒ 豚肉調整品の一部(1602.49) 輸出国管理方式
6	関税割当の条件(3年目4,000トン、4年目以降毎年5,000トン)、枠内関税7.65円/kg ⇒ 甘しゅ糖みつ(1703.10.091/099) 輸入国管理方式
7	関税割当の条件(毎年20万トン、枠内関税無税 ⇒ デキストリンその他の変性の澱粉の一部 (エステル化澱粉その他の澱粉誘導体 3505.10.100) 輸入国管理方式

(注)輸出国管理方式: 輸出国が発給する証明書に基づき、輸入国が割当を行う方式  
 輸入国管理方式: 輸入国が割り当てを行う方式

# 世界の関税率 - 1

## 日本タイ協定の場合

### JETRO世界各国の関税率

http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/

国名、HSコード選択 ⇒ Submitクリック

**初めてのの方は**  
World Tariff のユーザー登録が必要  
・・・JETROウェブサイトユーザーIDとパスワードを(即)取得可

**初めての方へ**  
WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。  
詳しく見る

**登録ユーザーの方**  
既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。  
「利用方法」をご確認ください。  
検索画面へ

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

仕向け国/輸出入: Thailand

類/部名: 84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances; parts thereof

項: 8480 - MOLDING BOXES FOR METAL FOUNDRY; MOULD BASES; MOLDING

テキスト: 番号: [リセット] [Submit]

Thailand - Chapter 84 - Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances; parts thereof

HS Number	Description	UOM	MFN
8480	MOLDING BOXES FOR METAL FOUNDRY; MOULD BASES; MOLDING PATTERNS; MOLDS FOR METAL (OTHER THAN INGOT MOLDS), METAL CARBIDES, GLASS, MINERAL MATERIALS, RUBBER OR PLASTICS:		
8480.10.00.00	- Molding boxes for metal foundry	kg	5%
8480.20.00.00	- Mold bases	kg	5%
	- Molding patterns:		
8480.30.10.00	-- Of copper	kg	5%
8480.30.90.00	-- Other	kg	5%
	- Molds for metal or metal carbides:		
8480.41.00.00	- Injection or compression types	kg	5%
8480.49.00.00	- Other	kg	5%
8480.50.00.00	- Molds for glass	kg	5%
8480.60.00.00	- Molds for mineral materials	kg	5%
	- Molds for rubber or plastics:		
	- Injection or compression types	kg	5%
8480.71.10.00	--- Molds for footwear soles	kg	5%
8480.71.90.00	--- Other	kg	5%
	-- Other:		
8480.79.10.00	--- Molds for footwear soles	kg	5%
8480.79.90.00	--- Other	kg	5%

クリックすると  
原産国別最も有利な関税率  
適用関税種類を表示

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

# 世界の関税率-2

## 日本タイ協定の場合

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

日本から日本原産品の  
輸入に対する

- 1) 一番低い関税率
- 2) 適用協定・待遇

Agreement Specific Rules of Origin

原産地規則

Commodity Description
8480 MOLDING BOXES FOR METAL FOUNDRY; MOULD BASES; MOLDING PATTERNS; MOLDS FOR METAL (OTHER THAN INGOT MOLDS), METAL CARBIDES, GLASS, MINERAL MATERIALS, RUBBER OR PLASTICS: 8480.10.00 - Molding boxes for metal foundry
Thailand Rules of Origin
8479.90-8480.79 A change to subheading 8479.90 through 8480.79 from any other heading; or No required change in tariff classification to subheading 8479.90 through 8480.79, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 per cent.
AJCEP Rules of Origin
RVC 40% or CTC (apply General Rules)

ジェトロウェブサイトから登録すると  
利用料は無料。ただし日本国内のみ

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search ? クイックヘルプ 印刷版

Preferential Duties and Taxes for 8480.10.00 Entering Thailand

**仕向け国 輸出先**  
Thailand

**類/部名**  
84 - Nuclear reactors, boilers, machin

**項**  
8480 - MOLDING BOXES FOR METAL

**テキスト**  
Thailand - Chapter 84 - Nuclear rea

関税スケジュール(譲許表)

Commodity Description	MFN	AJCEP	JTEPA
8480.10.00 MOLDING BOXES FOR METAL FOUNDRY; MOULD BASES; MOLDING PATTERNS; MOLDS FOR METAL (OTHER THAN INGOT MOLDS), METAL CARBIDES, GLASS, MINERAL MATERIALS, RUBBER OR PLASTICS: - Molding boxes for metal foundry	5%	Free	Free

**輸入に課されるその他の税**

Name	Tax Rate	Tax Note
VAT	7%	Basis of assessment is duty paid value.
Excise Tax	Exempt	
Interior Min Tax	Exempt	

**原産国ごとの最も低い税率**

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	5%	MFN Applied
Algeria	5%	MFN Applied
Angola	5%	MFN Applied
Argentina	5%	MFN Applied
Armenia	5%	MFN Applied
Australia	Free	Thailand - Australia Free Trade Agreement
Austria	5%	MFN Applied
Azerbaijan	5%	MFN Applied
Jamaica	5%	MFN Applied
Japan	Free <sup>19</sup>	Japan Thailand Economic Partnership Agreement
Jordan	5%	MFN Applied
Kazakhstan	5%	MFN Applied
Kenya	5%	MFN Applied
Kuwait	5%	MFN Applied
Kyrgyzstan	5%	MFN Applied
Laos	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	5%	MFN Applied
Lebanon	5%	MFN Applied

## (参考) 逆転現象

### ★逆転現象とは？

同じHSコードの税率で経済連携協定の特恵関税よりMFN関税の方が低くなっている現象をいう

### ★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

### ★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になって、貿易自由化が一步進んだことになる。

メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定では「MFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する」

### ★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかはわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

### (注) MFN税率(最恵国待遇税率)とは？

WTO協定税率、WTO譲許税率とも呼ばれる。WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率をいう。その税率が、国定税率より低い場合、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。

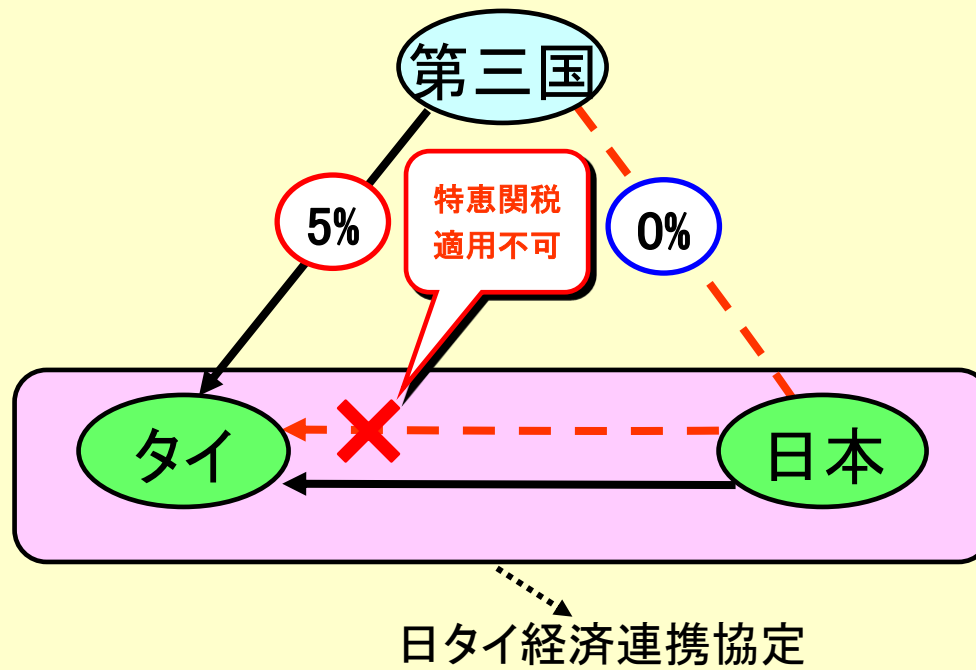


# EPA品目別原産地規則と判定



## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本—タイ経済連携協定は二国間の取極めであり、その特典であるEPA特恵関税は**当該国の原産品に限り**適用される。従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、第三国から輸入した物品を、日本からタイに再輸出するケースでは適用されない(**迂回貿易回避**)



## 原産地規則、原産地証明書とは？

原産地規則：当該貿易取引商品の原産品確定ルール  
(原産性判断基準)

原産地証明書：当該貿易取引商品の原産品証明書類

原産地規則の種類：

### 特惠原産地規則

域内生産品が特惠関税を享受するための条件。第三国企業の特恵関税ただ乗り防止（迂回貿易）等の目的。全体的に非特惠原産地規則より詳細な条件。

### 非特惠原産地規則

輸入関税率の設定、ダンピング防止税等の適用、貿易統計作成、輸出品の原産地確定、輸入申告書の原産地申告のために使用。

## 原産品判定基準(1)

原産地規則を満たしている産品は「原産品」であり、次のいずれかの産品は、産品の締約国「**原産品**」である

### (1) **完全生産品**

当該締約国の領域において得られ、または生産される産品

### (2) 当該締約国の**原産材料のみ**から当該締約国の領域において**生産される産品**

(注)2次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、1次材料が全て原産材料の場合

### (3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める**実質的変更基準**を満たすもの。 次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 **付加価値基準**

(3)-2 **関税分類変更基準**

(3)-3 **加工工程基準**

# EPA指定品目別原産地規則の調べ方

## 日本タイ協定の場合

### 金型関係品目別規則

### 附属書2(第3章関係) 品目別規則

外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | English | リンクページ | よくある質問集 | サイトマップ

文字サイズを変更

フリーワード検索 Googleカスタム検索 検索

外務省案内 | 選航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 | 各種手続き・ご意見

ホームページ > 外交政策 > 経済

経済

日タイ経済連携協定

- ▶ 和文テキスト(PDF)
- ▶ 附属書1(第2章関係) 第18条に関する表(PDF)
- ▶ 附属書2(第3章関係) 品目別規則(PDF)
- ▶ 附属書3(第4章関係) 原産地証明書の必要的記載事項(PDF)
- ▶ 附属書4(第6章関係) 電気製品に関する附属書(PDF)
- ▶ 附属書5(第7章関係) 第77条に関する特定の約束に係る表
- ▶ 附属書6(第8章関係) 投資に関する表(PDF)
- ▶ 附属書7(第9章関係) 自然人の移動に関する特定の約束

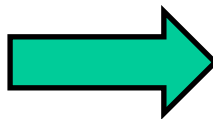
▶ 英文テキスト

▶ 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第一二条に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極」(日本語仮訳(PDF) | 英語(PDF))

Adobe Reader Adobe Systemsのウェブサイトより、Acrobatで作成された資料をダウンロードすることができます。左記ボタンをクリックして、コンピュータのOS用のソフトウェアを入手してください。

このページのトップへ戻る  
目次へ戻る  
法務事項 | アクセシビリティについて | プライバシーポリシー

Copyright© 2014 Ministry of Foreign Affairs of Japan



**附属書Ⅱ  
品目別規則**  
8479.90-8480.79  
第8479.90号から  
第8480.79号までの  
各号の産品への  
当該各号が属する  
項以外の項の材料  
からの変更  
又は

原産資格割合が  
40%以上であること  
(第8479.90号から  
第8480.79号までの  
各号の産品への  
関税分類の変更を  
必要としない)

八四八二・九〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四七九・九〇一八四八〇・七九
八四八二・九〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四七九・九〇一八四八〇・七九
八四八二・九〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四七九・九〇一八四八〇・七九
八四八二・九〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四七九・九〇一八四八〇・七九
八四八二・九〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四八二・一〇一八四八二・八〇	八四七九・九〇一八四八〇・七九

関税番号変更基準

付加価値基準

## 原産品判定基準(2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。従って、HSコードを確定し、附属書2の品目別規則から対象品の原産地規則を調べる。輸出品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たせば、原産地証明書が発行される。

		概 要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める <b>実質的変更基準</b> をみたすもので、3つの実施的変更基準がある	鉱工業品
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	日タイ経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが多い
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品: 日タイ経済連携協定では、織物の場合、製織と染色が必要 化学工業生産品・鉱物性燃料等: 日タイ経済連携協定では、化学反応、精製、異性体分離の各工程もしくは生物学的工程を経ること

(出所) 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

# モールド金型の参考例

## 本金型を参考事例に原産判定をトライ

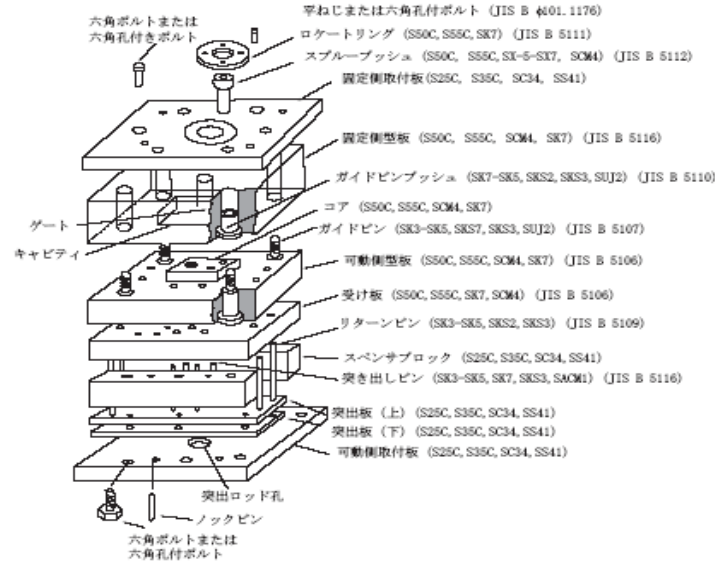


図50.1 金型の各部名称と使われる材料



写真 50.2 ユニットモールド

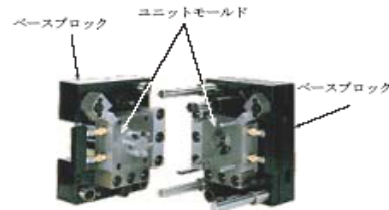


写真50.3 ユニットモールドセット時

#### 4. 注意事項

- (1) 自社独自の金型構成要素を生み出すことが金型設計部門の任務であり、要求がすぐ交換できるような加工精度の維持向上が金型製作部門の責務である。
- (2) ユニットモールドと同じ目的でペンテル (株) の「割型専用カセット金型」がある<sup>[2]</sup>。

出典

[1] 溝上 英樹：形技術 10(8)P36-38(1995.8)

[2] ペンテル (株)：カタログ

# EPA原産地規則と付加価値基準

## 付加価値基準による原産品判定

当該取引品の原産資格割合(QVC)が当該品目別規則の割合以上であること

$$\text{原産資格割合 (QVC)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料総価額(VNM)}}{\text{製品の価額(本船渡し価額)(FOB)}}$$

QVC: Qualifying Value Content パーセント表示の原産資格割合

FOB: Free on Board

輸送方法を問わず買手から売手に支払われる貿易取引品の本船渡しの価額(ただし、当該品が輸出時に軽減、免除、払戻された国内税は含まない)

VNM: Value of Non-originating Materials

当該貿易取引品の生産に使用される非原産材料の総額

(注)本船渡し価額が不明で確認できない場合は、当該貿易取引品の買手から生産者への確認可能な最初の支払い価額(例えば工場渡し価格=Ex-godown)

上記計算式を控除方式といい、付加価値基準の一般的計算式。この他、積み上げ方式がある。ただし、協定によっては計算方式によって閾値が異なることがあり、注意を要する。

(出所)経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて



# 付加価値基準での計算の仕方

## 日本タイ協定(控除方式)

**モールド金型の原産地規則:** 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、**原産資格割合が40%以上であること**(第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

日本

原産材料

原産部材一覧表(日本産品)

品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1 六角孔付きボルト(8本): 購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A	80,000.-
2 ロケートリング用 炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	宣誓書C	50,000.-
3 ガイドピンブッシュ 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	50,000.-
4 ガイドピン(4本):購入品	SKS7	731815	宣誓書A	40,000.-
5 可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	200,000.-
6 受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	120,000.-
7 リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	宣誓書C	80,000.-
8 突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-
9 突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
10 突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
11 可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
12 ノックピン(8本)用 炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-

注: 宣誓書=国内調達原産部材の原産性確認宣誓書 合計1,140,000-

モールド金型HS8480.41



タイへ  
500万円<sup>で</sup>輸出

台湾

総額48.5万円

非原産部材一覧表(外国産/原産・非原産不明品)

番号	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入	45,000.-
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	100,000.-
3	コア一用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	120,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	120,000.-
5	スペンサブブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	100,000.-

合計485,000-

$$\begin{aligned} \text{原産資格割合} &= (\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}) / (\text{FOB価額}) > 40\% \text{以上} \\ &= (500\text{万円} - 48.5\text{万円}) / 500\text{万円} = 90.3\% \end{aligned}$$

特定原産品!

# 付加価値基準に基づく原産品判定確認書類の例(保存版)

Jetro Trading Co., Ltd.  
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone:03-3582-5171 Fax:03-3582-5662

ジェトロ金型株式会社  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話:03-3582-5171  
FAX:03-3582-5662  
2015年8月30日

## タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。  
(原産品確認の為の部材詳細表添付)

1. 産品: 射出成形用金型 型番JDN-0021T (HSコード 8480.71)
2. 仕向け先: タイ王国
3. 利用する協定: 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則: 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式: 控除方式

$$\begin{array}{r} 5,000 \text{ 千円} - 485 \text{ 千円} \\ \hline 5,000 \text{ 千円} \end{array} \times 100 = 90.3\% \text{ (40\%以上)}$$

ジェトロ金型株式会社  
代表取締役社長 経済 善夫 社印

### 添付書類:原産品確認の為の部材詳細表(次頁)

注1 これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

注2 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。

# 付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準基準)				2015年8月30日作成
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、製品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA(40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt( 8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ(株)、 日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ(株)、 日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属(株)、 日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属(株)、 日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、 日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

添付資料:

1. インボイス(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or  
請求書(MSネジ(株))
3. 宣誓書/納品書or  
請求書(JTC金属(株))
4. 宣誓書/納品書or  
請求書(日本鉄鋼(株))

注1 これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。  
注2 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。

# 付加価値基準での計算の仕方(積み上げ方式)

## 付加価値基準の計算(積み上げ方式)

モールド金型HS8480.41

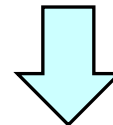
いくつかの原産材料で原産資格割合(金型の場合40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000.-
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
5	ロケートルング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000.-
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000.-
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	50,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
合計				1,140,000.-

FOB価額 ¥ 2,000,000.-

原産材料の価額算出:

付加価値基準の閾値を超えるまでの原産材料の価額  
(全ての原産材料の価額ではない)  
(閾値) 2,000千円 × 40% = 800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

→ 原産材料積み上げると合計: 820千円

原産品判定

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{積み上げた原産材料の合計}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(40%)

$$\text{原産資格割合} = \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} \times 100$$

41% > 40%

原産材料として積み上げなかった  部分の保存書類・証明書類上の開示不要

# 付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)

Jetro Trading Co., Ltd.  
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

ジェトロ金型株式会社  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話:03-3582-5171  
FAX: 03-3582-5562

2015年8月30日

## タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。  
(原産品確認の為の部材詳細表添付)

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 1. 産品        | 射出成形用金型 型番:JDN-0021T (HSコード 8480.71) |
| 2. 仕向け先      | タイ王国                                 |
| 3. 利用する協定    | 日本タイ経済連携協定                           |
| 4. 採用した原産地規則 | 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)            |
| 5. 計算方式      | 積み上げ方式                               |

$$41\% = \frac{820 \text{千円}}{2,000 \text{円}} \times 100$$

(40%以上)

角々金型株式会社  
代表取締役社長  
経済 善夫

社印

### 添付書類:原産品確認の為の部材詳細表(次頁)

注1 これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国政府及び政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

注2 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。

# 付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)

原産品確認の為の部材明細表(付加価値基準)		2015年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1		
② 輸入者情報 : 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、製品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価額(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA (40%以上)	
④ 原材料情報 : HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産/非原産	備考	取引価格
7208.51	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼材SCM4	Originating 原産材料	JCT金属(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材 S550C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	50,000.-
7215.50	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	80,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	50,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	80,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	80,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼(株)、日本 添付: 宣誓書、納品書写	120,000.-
積上げ部材合計/部材総合計: ¥820,000.-/1,625,000.-				

添付資料: 1. 宣誓書/納品書 or 請求書(JCT金属(株)) 2. 宣誓書/納品書 or 請求書(日本鉄鋼(株))

注1 これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

注2 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。

# 付加価値基準での計算の仕方(控除方式)

**非材料費が明らかに40%を超える場合、FOB価額と材料費(原産/非原産の区別不要)のみで計算!**

(注)非材料費には人件費、間接費、利益等により構成されるが、この内訳を提出する必要はない。

**FOB価額 = 5,000,000円**

番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SK7	7318.15	80,000.-
2	ロケットリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	50,000.-
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	45,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	120,000.-
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	100,000.-
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	50,000.-
7	コア用炭素鋼鋼材	S55CC	7208.51	120,000.-
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	40,000.-
9	可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
10	受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50	80,000.-
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	100,000.-
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼 材	SK7	7215.50	80,000.-
合計				1,625,000.-

公式:

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{FOB価額} - \text{材料費}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

( $\geq 40\%$ )

計算:

$$67.5\% = \frac{5,000,000\text{円} - 1,625,000\text{円}}{5,000,000\text{円}} \times 100$$

( $\geq 40\%$ )

**結果: 原産資格割合が40%以上となり、  
原産品と見なされる。**

# 付加価値基準に基づく原産性確認書類の例

Jetro Trading Co., Ltd.  
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

ジェトロ金型株式会社  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話: 03-3582-5171  
FAX: 03-3582-5562

2015年8月30日

## タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。  
(原産品確認の為の部材詳細表添付)

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 産品        | 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード 8480.71) |
| 2. 仕向け先      | タイ王国                                  |
| 3. 利用する協定    | 日本タイ経済連携協定                            |
| 4. 採用した原産地規則 | 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)             |
| 5. 計算方式      | 控除方式                                  |

$$67.5\% = \frac{5,000 \text{千円} - 1,625 \text{千円}}{5,000 \text{千円}} \times 100$$

(40%以上)

角々金型株式会社  
代表取締役社長 社印  
経済 善夫

### 添付書類: 原産品確認の為の部材詳細表(次頁)

注1 これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

注2 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。



# 付加価値基準に基づく原産品判定確認書類の例(保存版)

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準基準)		2015年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bankok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、製品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA (40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt( 8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

添付資料:

1. インボイス  
(Taiwan Metal Co., Ltd.)
2. 納品書or請求書  
(JTC金属株)
3. 納品書or請求書  
(日本鉄鋼株)

(注)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

# 付加価値基準での計算の仕方(控除方式)

## ★非材料費がもう少しで40%を超える場合、

FOB価額と材料費総額(原産/非原産の区別不要)、40%に不足分を充当する原産材料価額のみで計算する  
 (注)非材料費には人件費、間接費、利益等により構成されるが、この内訳を提出する必要はない。

### 金型のFOB価額=2,300,000円

番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SK7	7318.15	80,000.-
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	50,000.-
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	45,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	120,000.-
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	100,000.-
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	50,000.-
7	コア用炭素鋼鋼材	S55CC	7208.51	120,000.-
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	40,000.-
9	可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
10	受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50	80,000.-
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	100,000.-
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼 材	SK7	7215.50	80,000.-
合計				1,625,000.-

事前計算 :

2,300,000円 × 40% = 920,000円 (付加価値40%の金額)  
 2,300,000円 - 1,625,000円 = 675,000円 (非材料費)  
 920,000円 - 675,000円 = 245,000円 (40%に不足分)

40%に不足補充分の原産材料分の原産品判定:  
 可動側板・受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板は  
 CTCによる原産品判定で原産品とみなされたことが確認  
 された{註:この他の原材料情報(黄色表示)開示は不要}  
 確認計算:

320,000円 + 675,000円 = 995,000円 / 2,300,000円  
 ×100 = 43.26%

<公式> 原産資格割合不足分充当の原産材料全て非原産  
 材料と見なしても40%以上の原産資格割合を満足する。

原産資格割合 =  $\frac{\text{FOB価額} - (\text{材料費} - \text{原産材料の補充分})}{\text{FOB価額}} \times 100$   
 (≥40%)

計算 :

43.2% =  $\frac{2,300,000円 - (1,625,000円 - 320,000円)}{2,300,000円} \times 100$   
 (≥40%)

# 付加価値基準に基づく原産品判定確認書類の例（保存版）

Jetro Trading Co., Ltd.  
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5662

ジェトロ金型株式会社  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話：03-3582-5171  
FAX: 03-3582-5662

2015年8月30日

## タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。  
(原産品確認の為の部材詳細表添付)

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 産品        | 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード 8480.71) |
| 2. 仕向け先      | タイ王国                                  |
| 3. 利用する協定    | 日本タイ経済連携協定                            |
| 4. 採用した原産地規則 | 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)             |
| 5. 計算方式      | 控除方式<br>2,300千円 - (1,650千円 - 320千円)   |

$$43.2\% = \frac{\quad}{2,300 \text{千円}} \times 100$$

(40%以上)

ジェトロ金型株式会社  
代表取締役社長 **社印**  
経済 善夫

### 添付書類:原産品確認の為の部材詳細表(次頁)

注1: これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある

注2: 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

# 付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-2

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準基準)		2015年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bankok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA (40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt( 8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

## 添付資料:

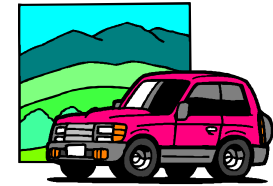
1. インボイス(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or 請求書(MSネジ株)
3. 宣誓書/納品書or 請求書(JTC金属株)
4. 宣誓書/納品書or 請求書(日本鉄鋼株)

## (注)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

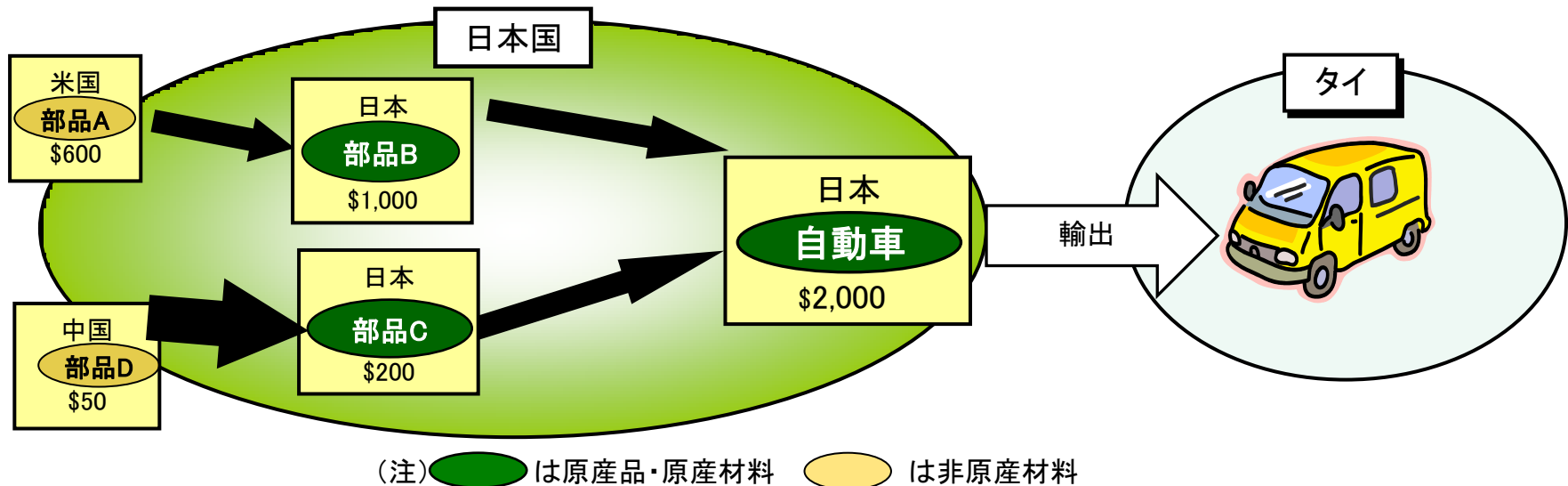
# 付加価値基準の救済規定(1)

## 日本タイ協定の場合



### ロールアップ規定

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7)



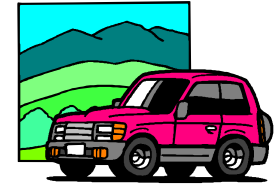
ロールアップ(原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)  
非原産部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は、 $(200-50)/200=75\%$ であり、原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は**全て原産**とみなす

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

(注) これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

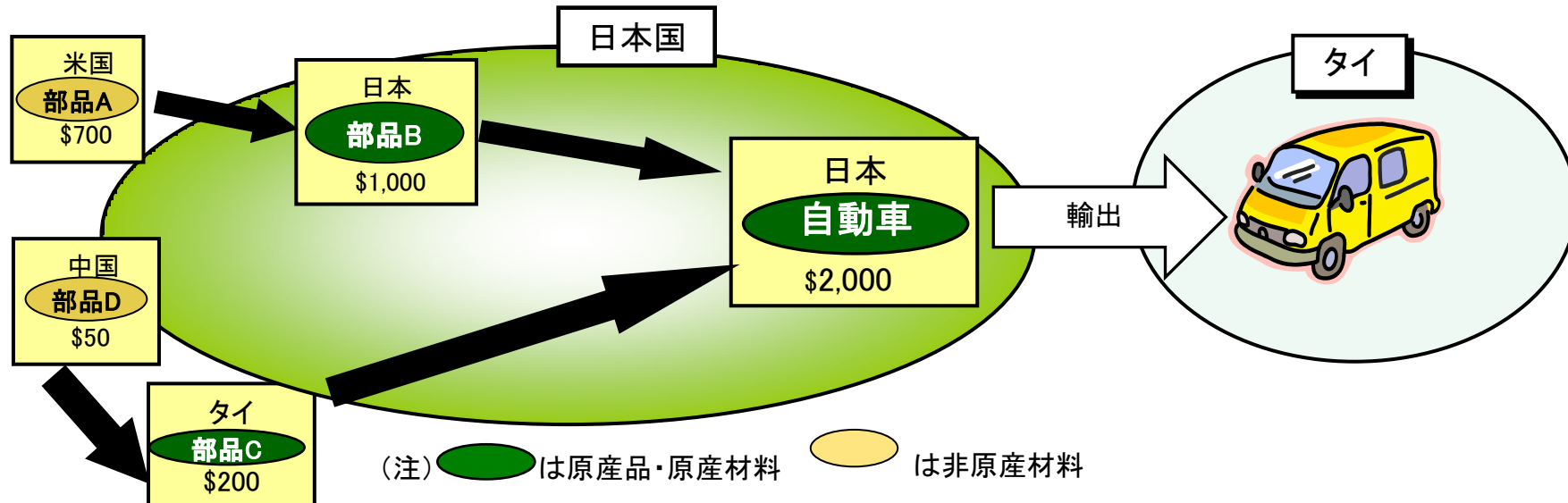
# 付加価値基準の救済規定(2)

## 日本タイ協定の場合



### ロールダウン規定

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の非原産材料生産に使用される原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7項解釈)

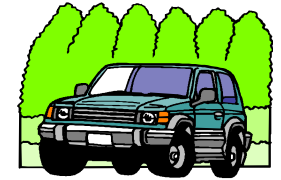


ロールダウン(非原産材料に含まれる原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)  
部品Aを使用して生産された部品Bの原産資格割合は $(1,000-700)/1,000=30\%$ であり非原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品Bはすべて非原産とみなす。

(出所)経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

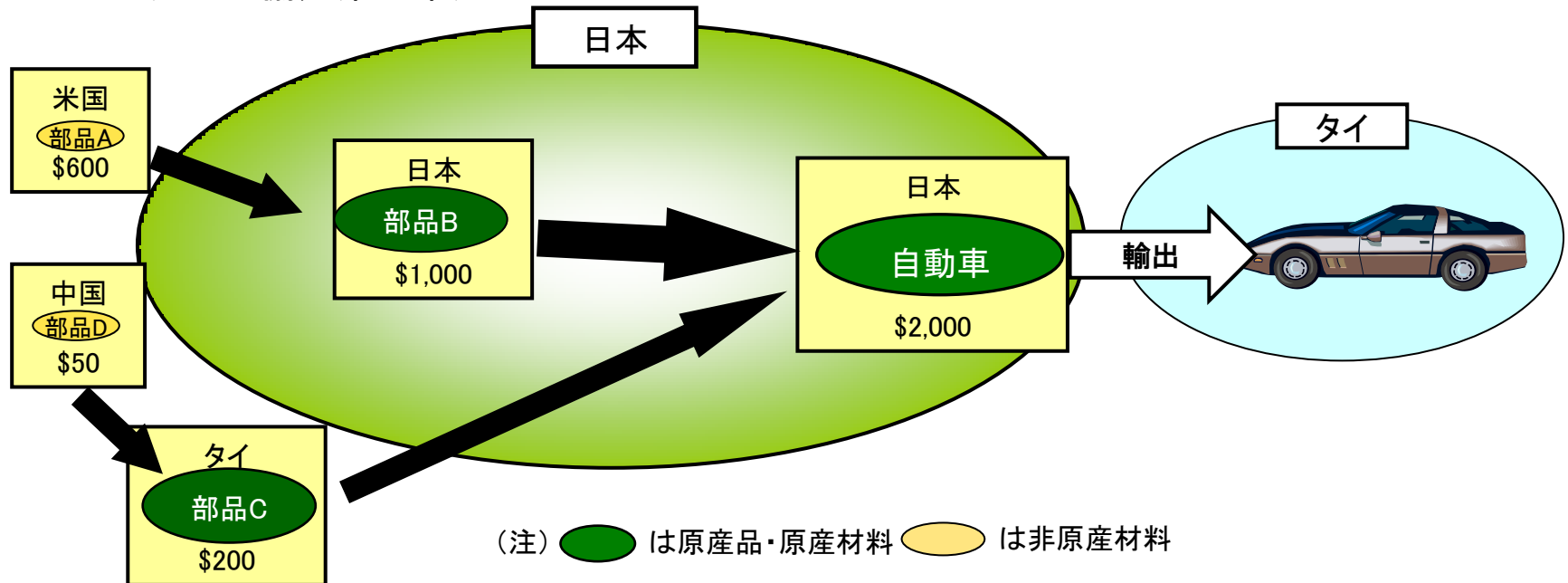
# 付加価値基準の救済規定(3)

## 日本タイ協定の場合



### 累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる(日タイ協定第29条)



#### 累積規定:

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は日本の原産品とみなす。

非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算

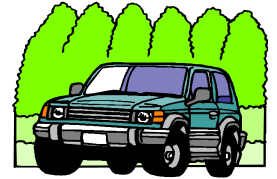
⇒自動車の原産資格割合 =  $(2,000 - 0 / 2,000) = 100\%$

注: 部品Bも原産資格割合  $40\% = (1,000 - 600) / 1,000$ 以上を満足し、日本原産材料である。

(出所) 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

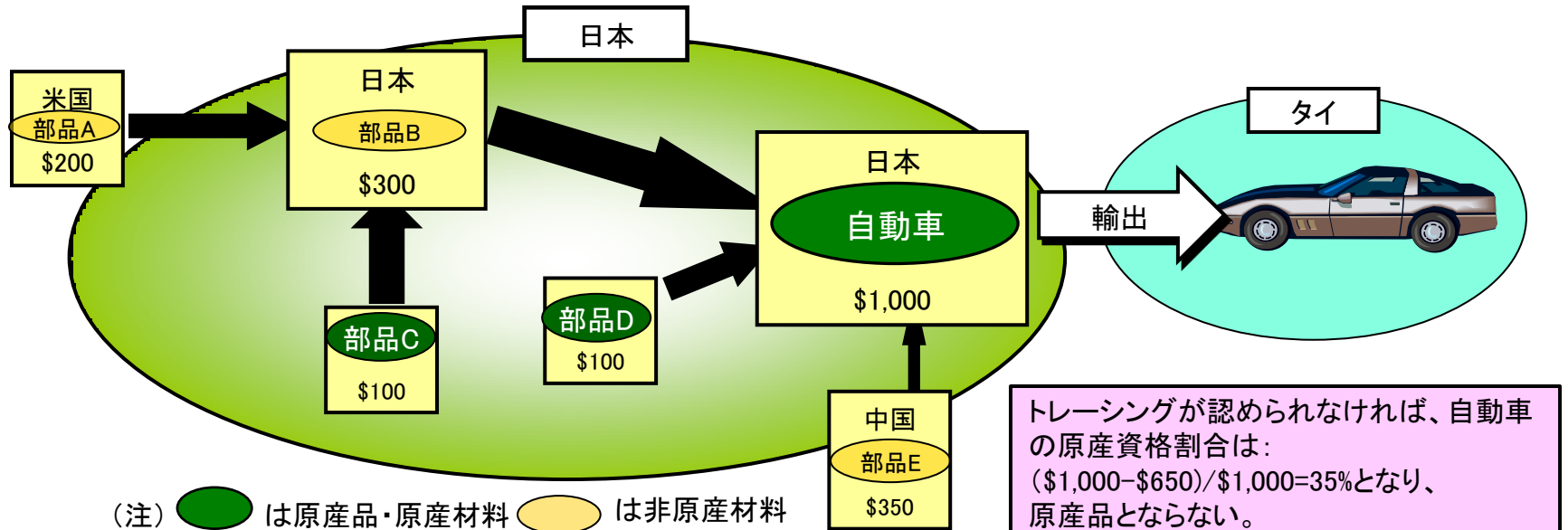
# 付加価値基準の救済規定(4)

## 日本フィリピン協定の場合



### トレーシング規定(Tracing)

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため、原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該生産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が協定の規定に従って、当該締約国の原産品となることを条件とする(日フィリピン協定第30条2項)



#### トレーシング規定:

非原産材料の総額を計算する場合、部品Bに使用された原産材料の部品C(\$100)は、非原産材料である部品価格(\$300)から差し引くことができる。従って、非原産材料の総額\$550は、部品Bの価格のうち非原産材料部分(\$200)と部品Eの価格(\$350)の合計である。非原産材料である部品Aは、トレーシング規定により非原産材料として部品E(\$350)と共に非原産材料の総額に加算し、自動車の原産資格割合を計算⇒自動車の原産資格割合 =  $(1,000 - 550) / 1,000 = 45\%$ となり、日本原産品(付加価値率40%以上)となる。



# 関税分類番号変更基準

関税分類番号変更基準：

輸入原料・部品(非原産材料)の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、  
完成品の製造国の原産品とする(非原産材料は原産材料か非原産材料か不明な材料も含む)

関税分類変更基準の種類：

- (1) CTC (Change of Tariff Chapter)
- (2) CTH (Change of Tariff Heading)
- (3) CTSH (Change of Tariff Subheading)

関税分類番号2桁(類)で変更があれば原産品とみなす  
関税分類番号4桁(項)で変更があれば原産品とみなす  
関税分類番号6桁(号)で変更があれば原産品とみなす

関税分類番号(HSコード)	1類－76類	7701	7702.10	7702.90	7703	78類－97類
産品	X	A	B	C	D	Y

産品	原産地規則	原産地規則を満たすこととなる材料
A	CTH	X, B, C, D, Y
A	CTH	X, Y
A	CTH(7702項からの変更を除く)	X, D, Y
B	CTSH	X, A, C, D, Y
B	CTH	X, A, D, Y
B	CTC	X, Y
B	CTSH(50類からの変更を除く)	X(50類を除く), A, C, D, Y

(出所)経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

# 原産品であることを確認する作業

## 日本タイ協定の場合

関税番号変更基準(CTCルール)の原産品判定について

### ☆部材の原産品判定基準：

部材の原産性判定基準は当該協定の品目別原産地規則に基づく

### ☆製品の原産品判定基準：

製品の原産性判定には非原産材料の関税番号が原産地規則の通り変更になること

関税分類変更基準を満足させるには：

使用される材料について関税分類の変更が行われることを求める附属書2に定める

品目別規則は、**非原産材料についてのみ**

**適用する**：日本・タイ協定文第28条3号等

原部材一覧表

	品名	材質	HS	註
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	宣誓書C
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	輸入品
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入品
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入品
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入品
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	宣誓書C
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入品
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C

註:宣誓書=国内調達原部材の原産性確認宣誓

関税番号4桁ベースの変更



原産品と見なす

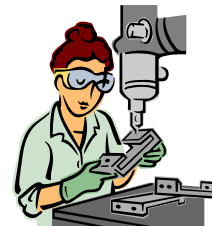
非原産材料抽出

非原産材料(外国産/原産・非原産不明品)

	品名	材質	HSコード	
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入
3	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入

CTH

金型 8480・41



金型の部材

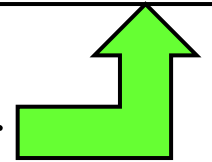
# 関税分類変更基準でのトライ 日本タイ協定の場合

原産地規則: 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

No	品名	原材料名	材料	HS	購入形態	購入先	判定	判定基準
1	六角孔付きボルト8本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	六角ボルト	MSネジ(株)	原産	CTC/VA
2	ガイドピン4本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	ガイドピン	Sネジ(株)	原産	CTC/VA
3	スルーブッシュ	炭素鋼鋼材	S50C	7215.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第三国産品
4	固定側型板	炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第三国産品
5	コーア	炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第三国産品
6	固定側取付板	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第三国産品
7	スペンサーブロック	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第三国産品
8	可動側型板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)	原産	CTH/VA
9	受け板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)	原産	CTH/VA
10	ロケートリング	炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
11	リターンピン	合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
12	ガイドピンブッシュ	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
13	突出ピン	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
14	ノックピン(8本)	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
15	突出板(上)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
16	突出板(下)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
17	可動側取付板	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA

金型 HS8480.71



関税分類変更

この場合、第三国産品の非原産材料のHS4桁(項)が当該非原産材料のHS以外の完成品金型のHSコードに替ってれば、日本で加工したものと見なして日本原産品と判定する

CTC (CC): Change of Chapter 関税分類番号2桁(類)ベースの変更  
 CTH: Change of Tariff Heading 関税分類番号4桁(項)ベースの変更  
 CTSH: Change of Tariff Sub-heading 関税分類番号6桁(号)ベースの変更

# 関税番号変更基準での確認書類の例(保存版1)

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準基準)				2015年8月30日作成
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地		電話番号	
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand		66-2-253-6441	
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA(40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt( 8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受取板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

添付資料:

1. インボイス(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or 請求書(MSネジ株)
3. 宣誓書/納品書or 請求書(JTC金属株)
4. 宣誓書/納品書or 請求書(日本鉄鋼株)

注1

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

注2

本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所にご相談ください。

# 関税分類変更基準での確認書類の例(保存版2)

Taiwan Molding Co., Ltd.  
 15<sup>th</sup> Floor No.321, Fu Shing, North Road  
 Sec.1, Taipei, Taiwan (R.O.C.)  
 Phone:+886(2)27742437  
 Fax:+886(2)277442438

Taipei, July 1, 2015  
 Invoice No. JTR-0023TM

## INVOICE

**BUYER:**  
 Kadokado Die Co., Ltd.  
 Akasaka 1-12-32, Minato-ku  
 Tokyo, Japan 107-6006

Contract No.: JTOTM-00186X

Payment: Irrevocable Letter of Credit  
 No.THK-00257H at sight in favor of us  
 issued by Taipei Bank, Taipei Branch

Shipped per: "Ocean Blue"

From Keelung, Taiwan to Tokyo, Japan \_\_\_\_\_

Case Mark & Nos.	Description	Q'ty	Unit price	Amount
<b><u>CIF Tokyo</u></b>				
JETRO	Carbon Steel S50C for Through Push TM-00186-1J	1pce.	Japanese yen	¥45,000.-
TOKYO	Carbon Steel S55C for Base side Pattern Plate TM-00186-2J	1pce.		¥100,000.-
JTOTM-00186X	Carbon Steel S55C for Core TM-00186-3J	1pce.		¥120,000.-
CASE No.1-3	Carbon Steel S25C for Base side Supporting Plate TM-00186-4J	1pce.		¥120,000.-
MADE IN TAIWAN	<u>Carbon Steel S25C for Spencer Block TM-00186-5J</u>	1pce.		¥100,000.-
				<u>Total: Japanese yen ¥485,000.-</u>

**"Freight Prepaid"**

\_\_\_\_\_  
 Pong Ming Hai Managing Director  
 Taiwan Molding Co., Ltd

E.&O.E.

# 関税分類変更基準での確認書類の例(保存版3)

2015年8月13日

東京都港区赤坂1丁目12番32号  
ジェットロ金型株式会社御中

東京都足立区千住緑町5-10-34  
MSネジ株式会社  
代表取締役社長 輸出 次郎

社印

## 宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを 宣誓いたします。  
尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。  
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

品名	弊社型番	記 HSコード	確認結果	
六角孔付きボルト(8本)	XY-321S	7318.15	原産材料	
ガイドピン(4本)	XY-332P	7318.15	原産材料	
				以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。  
日本商工会議所 [https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

# 関税分類変更基準での確認書類の例(保存版4)

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号  
ジェトロ金型株式会社御中

東京都大田区蒲田5-8-34  
JTC金属株式会社  
代表取締役社長 貿易 太郎

社印

## 宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

### 記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
高強度クロムモリブデン鋼			
鋼材(可動側型板用)	ABC-123	7225.50	原産材料
同上(受け板用)	ABC-124	7225.50	原産材料

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。  
日本商工会議所 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

# 関税分類変更基準での確認書類の例(保存版5)

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号  
ジェットロ金型株式会社御中

東京都中央区日本橋5-8-34 ---  
日本鉄鋼株式会社 **社印**  
代表取締役社長 鉄鋼 太郎 ---

## 宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。  
尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。  
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

## 記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
炭素鋼鋼材 S50C(ロケートリング用)	NS-0658CA	7208.51	原産品
合金工具鋼鋼材SK32(リターンピン4本用)	NS-0659CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ガイドピンブッシュ用)	NS-0660CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(突出ピン4本用)	NS-0661CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ノックピン8本用)	NS-0663CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(突出板(下)用)	NS-0664CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(可動側取付板用)	NS-0665CA	7208.51	原産品

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。  
日本商工会議所 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)



# 関税分類変更基準での確認書類の例(保存版6)

## 日本鉄鋼株式会社の保存資料例

原産品確認表(関税分類変更基準)		2015年8月1日 日本鉄鋼株式会社作成	
1. 利用する経済連携協定			
完成品仕向国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1	
2. 納入先情報			
納入先	所在地	電話番号	
Jetro Die Corp.	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32	03-3582-5171	
3. 材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格	原産材料判定基準
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate Ring	¥5,000	CTH(項変更)
4. 原材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産	備考
7205.10	Sintered Iron 焼結鉱	原産	自社製品
7203.90	Pellet ペレット	原産	自社製品
2601.11	Iron Ores 鉄鉱石	非原産	Brazil Iron Ores Corp. ブラジル 添付: Invoice
2704.00	Cokes コークス	非原産	Australian Coal Corp. オーストラリア 添付: Invoice
2521.00	Limestone Fluxes 石灰石	原産	日本鉱物(株) 添付: 生産証明書

保存書類:

1. 宣誓書の控え
2. 原産品確認書

<添付書類>

原産品確認書  
インボイス  
生産証明書

(注)

原産品確認書は納入したアイテム毎に作成し、5年間保管する

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。  
日本商工会議所 [https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

# 関税分類変更基準 日本タイ協定の場合

## 関税分類変更基準(CTC)の原産品判定

(例) 飲料の自動販売機(HS8476.21)

原産地規則:

第8476.21号から第8476.89号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更  
(※本規定は、非原産材料についてのみ適用)または、原産資格割合40%以上であること(第8476.21号から8476.89号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)

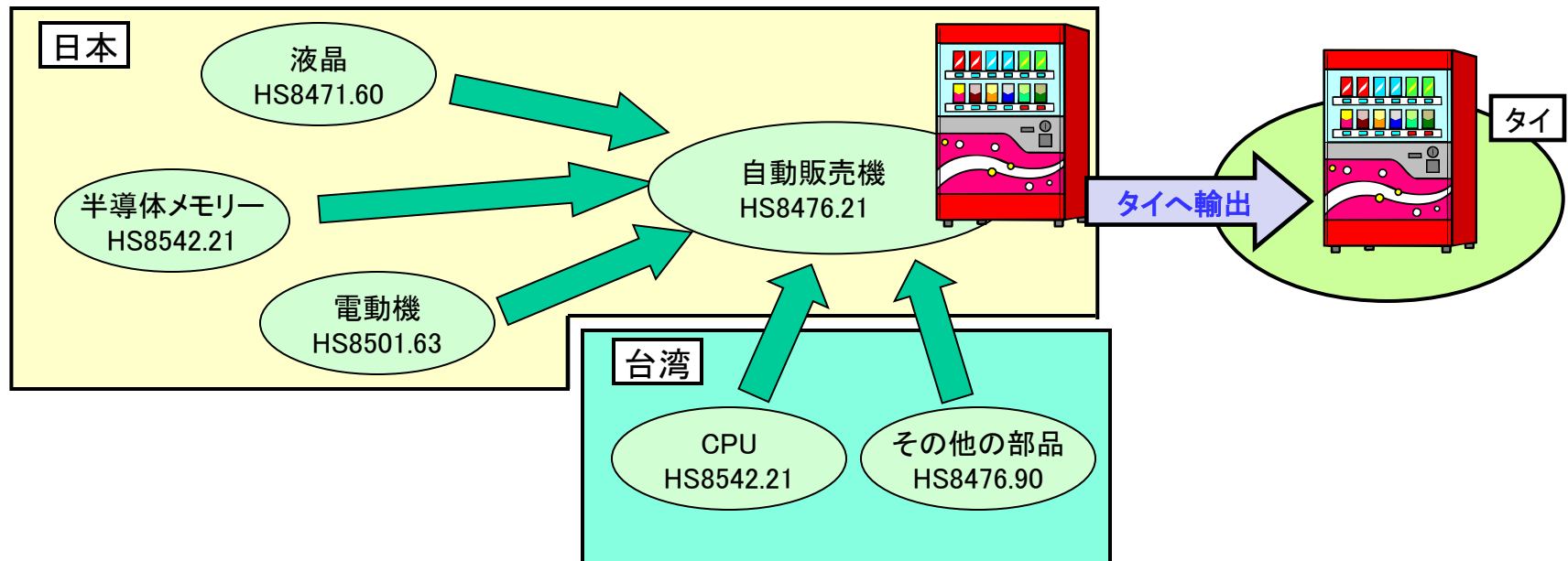
非原産材料:

CPU・その他の部品(HS8542.21、HS8476.90)

関税分類番号変更

飲料自販機(HS8476.21)

★ 特定原産品!



(出所) 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

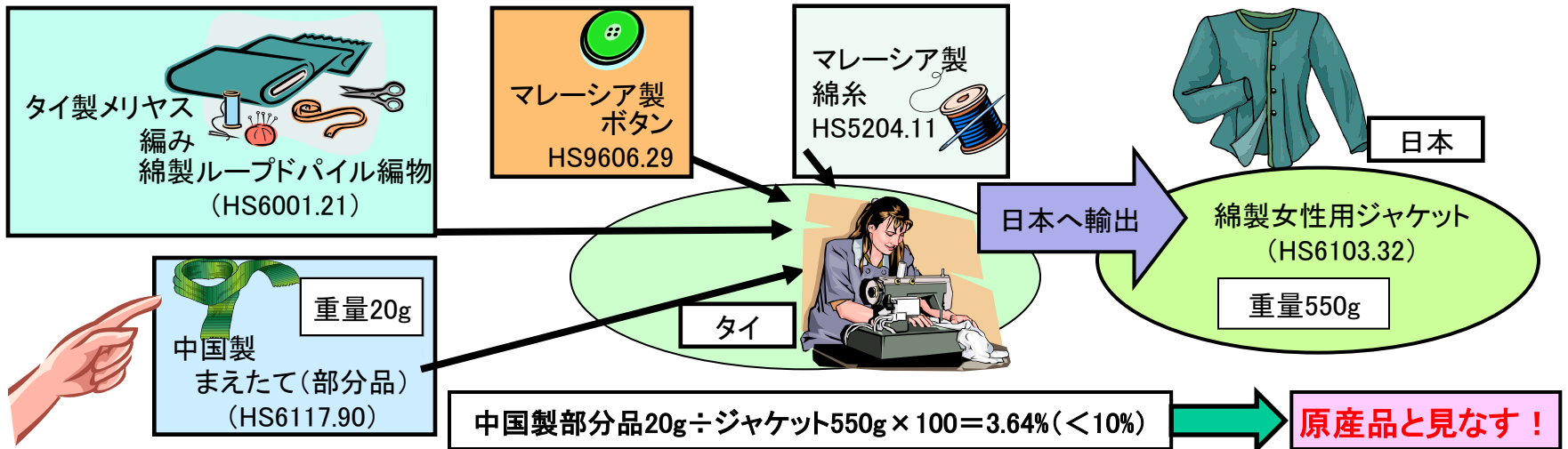
# 僅少の非原産材料の使用 (De Minimis)

## (日本タイ協定の場合)

品目別原産地規則 (第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る))

第6101-6117項: 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る)



### 「僅少の非原産材料規定」

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない (日タイ協定第30条)

※日タイ協定附属書2に定める僅少の非原産材料の割合

第19類-第24類; 調製食料品、飲料、アルコール、タバコ、鉱物性生産品: 産品の価額の7%

第28類-第49類、第64類-第97類; 化学工業品、鉱工業品(除. 繊維製品): 産品全体の価額の10%

第50類-第63類; 繊維製品: 産品全体の重量の10%

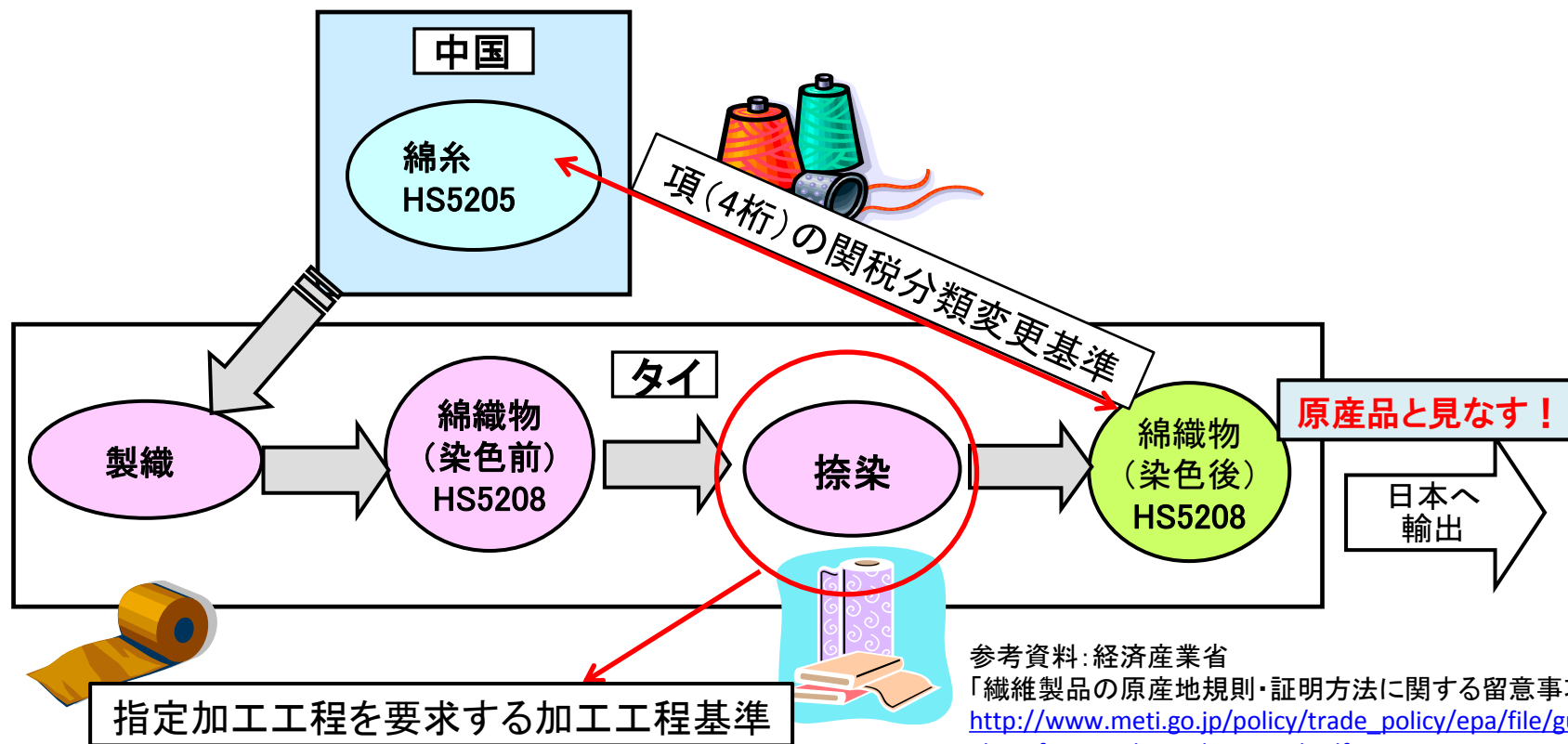
(出所) 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

# 加工工程基準 (日本タイ協定の場合)

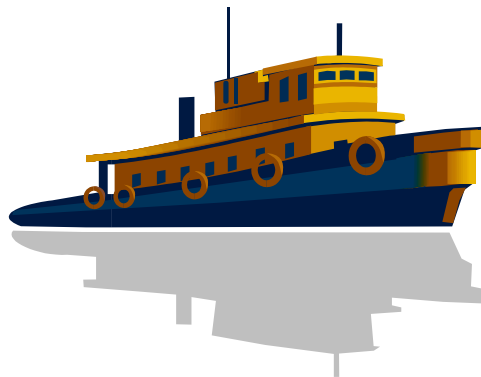
原産地規則: 綿織物の加工工程基準

附属書二品目別規則 第52類 綿及び綿織物 5208-5212

第5208項から第5212項までの各項の産品への第5204項から第5207項までの各項の材料からの変更  
(織物がいずれかの締約国において浸染され、又は、なせんされる場合に限る)

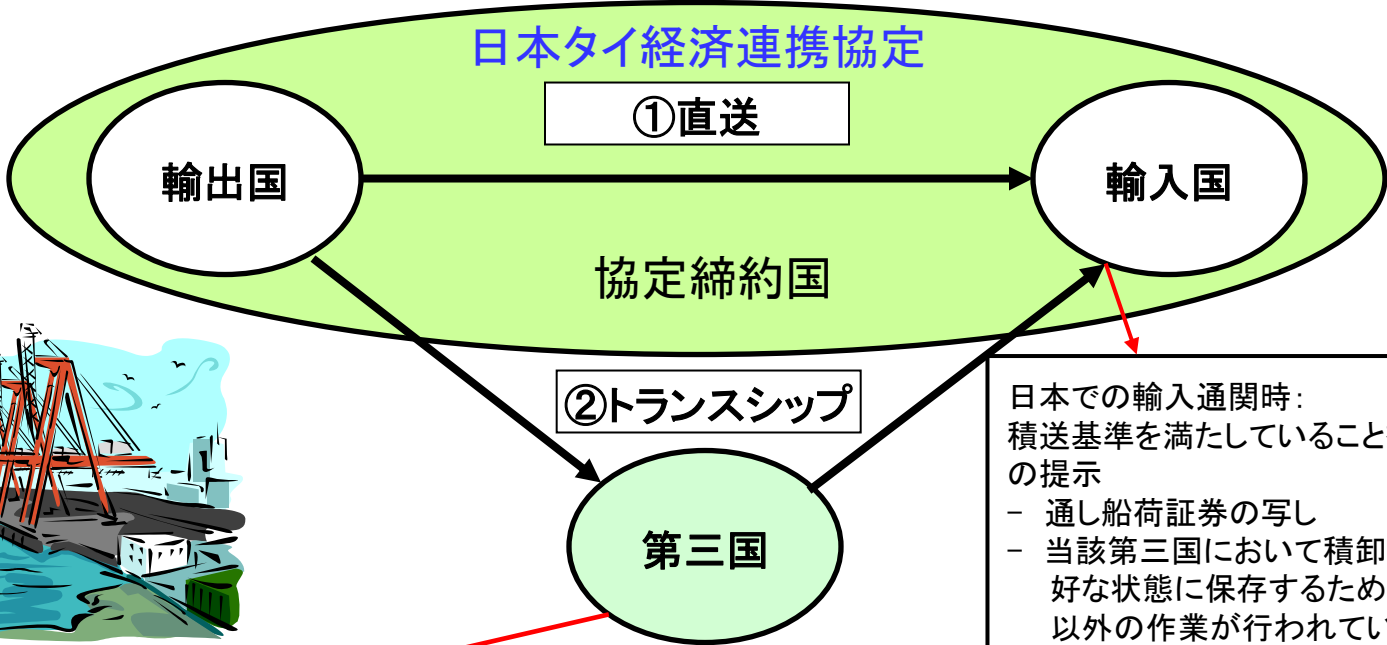


# 積送基準



# 積送基準 日本タイ協定の場合

## 積送基準を満たすための条件



日本での輸入通関時：  
積送基準を満たしていることを証明する書類の提示

- 通し船荷証券の写し
- 当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないことを証明するもの「[運送要件証明書](#)」

日本の場合：  
当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書またはその他税関長が適当と認める書類  
(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

<トランスシップの場合の条件>  
積み替えまたは一時蔵置のために第三国を經由して輸送される場合-当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと-

★ 加工を加えず、原産性を維持していること！

# 原産地証明書発給手続きと義務

## 原産地証明書発給手続き

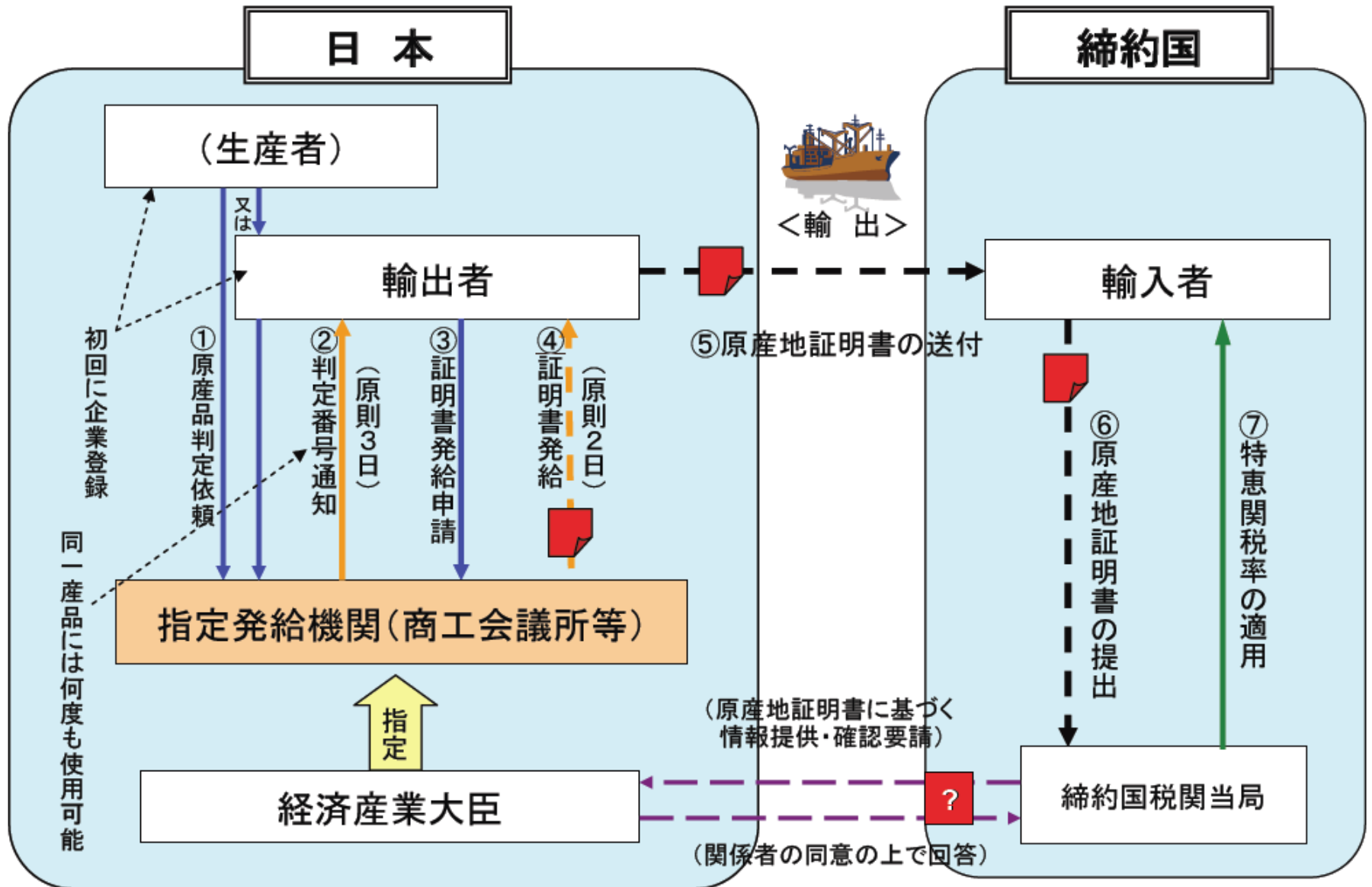


# 原産地証明書の種類と内容

	内容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	<p>原産地証明書発給の要請:</p> <p>(1) 輸入国の法律・規則に基づく要請</p> <p>(2) 契約や信用状の指定</p> <p>ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給規則に基づいて作成される。契約およびL/C条件が発給規則に矛盾しないように注意必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税手続きの簡素化に関する国際条約(ジュネーブ条約、1923年11月3日署名)</li> <li>原産地の認定基準 関税法基本通達(68-3-5)</li> </ul>
GSP用原産地証明書 (Form A)	<p>発展途上国・地域が供与を希望し、先進13カ国と地域がその供与を適当であると認めた一般特惠関税適用の条件の一つとして輸入国での輸入申告に必要。LDC特別特惠関税要も同じForm A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled "Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries"</li> <li>関税暫定措置法 特惠関税等</li> </ul>
特定原産地証明書	<p>2カ国・地域のFTAの特定特惠関税適用の条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に必要</p>	<p>2カ国・地域間自由貿易協定・経済連携: シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル</p>

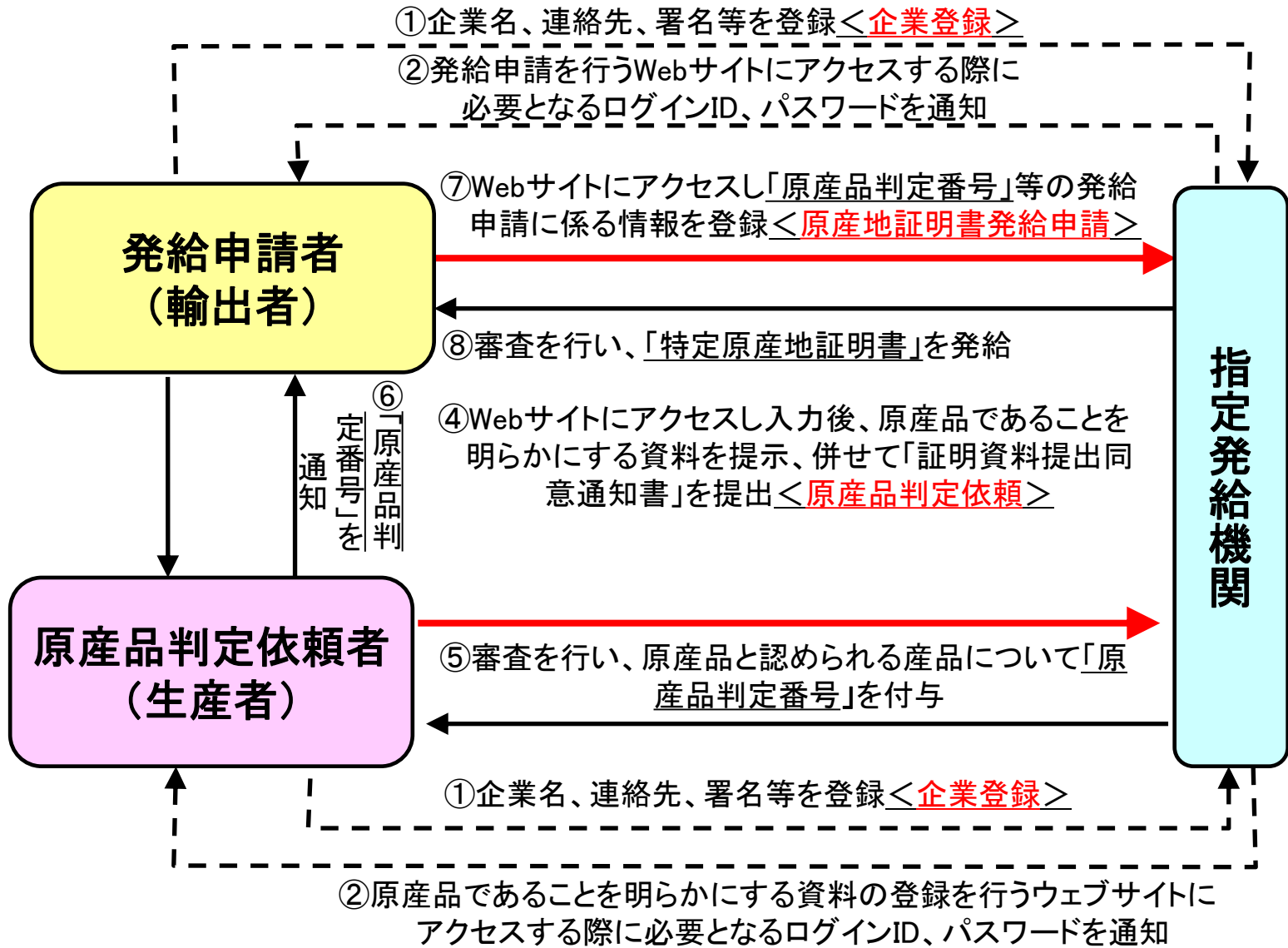


# 経済連携協定(EPA)原産地証明書発給の基本的フロー



出典: 経済産業省ウェブサイト「(概要資料)原産地規則とは」より一部抜粋

# 原産地証明書申請から発給手続きの流れ



出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

# 企業登録

## 日本タイ協定の場合

### 企業登録申請に必要なとなるデータ

#### 企業の場合：

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内のもの)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書 (オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

#### 個人の場合：

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書  
(双方共に発行日から3カ月以内のもの)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

# 原産品判定依頼

## 日本タイ協定の場合

### 原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名（英文・和文）、所在地（英文・和文）、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
  - ①付加価値基準
  - ②関税分類変更基準
  - ③加工工程基準
  - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

# 原産品判定依頼のオンライン入力画面

## ③HSコード／原産品判定対象の輸出品名（英文）の入力、原産品判定基準の選択

各経済連携協定に基づき、原産品であるか否か（物品の国籍）を決定するためのルール、証明書への記載すべき内容が異なります。各協定における「留意事項」は70～75ページを確認してください。

■関税分類番号 (tariff classification number) 及び 原産品名 (Description good(s))  
原産品判定の対象となる原産品名を英文で記載してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSの品名に実質的に同一となるよう記載してください。  
※この表記は、原産地証明書のField4: Description of goods に反映されます。  
※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的な一般的な商品名を記載してください。  
※関税分類番号 (HSコード) は、輸入時のものを使用してください。また、2022年1月1日に改正されたものを使用してください。

(1) 原産品判定を行う輸出品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード (6桁)	原産品判定対象の輸出品名 (英文)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

HSコードを入力（半角、6桁）。  
入力後、輸出する原産品名（英文）  
を入力してください

■特惠基準 (Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> A	日本国内で完全に採られ又は生産される産品 (協定第4章第2.9条(a))
<input type="radio"/> B	日本国内において原材料のみから完全に生産される産品 (協定第4章第2.9条(b))
<input type="radio"/> C	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、高目加算率規則 (加付書一) の要件を全て満たすもの (協定第4章第2.9条(c))
<input type="radio"/> D	日本国内において非原産材料が使用される産品 (HSコードを除外) で、当該材料の関税分類が行われず、かつ協定第4章第2.9条(d)の要件を満たす産品である。

判定区分がAの場合、これ  
以上の入力は不要です。

(3) (2) のC又はDを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> 1	付加価値基準 (VA)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準 (CTO)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準 (SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準 (VA) + 関税番号変更基準 (CTO)

D基準はチリ協定のみ

原産品判定基準を選択

B、C、Dを  
選択した場合、  
原産品判定基準  
の入力が必要

■その他の事項

該当する項目があれば選択してください。

※該当するものがない場合は、「該当なし」を選択してください。

(4) (3) の判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定規定
<input type="checkbox"/> 兼	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	最少 (0%) (協定第4章第3.2条及び付加書二の規定による最少の非原産材料を使用)
<input type="checkbox"/> 2	累積 (ACI) (協定第4章第3.3条による材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料 (9%) (協定第4章第3.4条による産品及び材料を使用する場合)

その他の規定を選択

本ページは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間、発給機関に保存されます。

※入力した判定依頼内容を再度確認し、  
「判定依頼」をクリックしてください

キャンセル 保存 **判定依頼**

# 原産地証明書発給申請

## 日本タイ協定の場合

### 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- (1) 発給申請者に係る情報(企業名、住所、電話番号等)
- (2) 輸入者に係る情報
- (3) 原産品判定番号
- (4) 貨物運送詳細 積込日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (5) 仕入書(インボイス)記載事項  
品名、数量・単位、仕入書番号(Invoice Number)、仕入書日付(Invoice Date)、Marks and numbers、Number and kind of package、仕入書作成者名(英文)、仕入書作成者住所(英文)
- (6) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

# 特定原産地証明書記載内容 日本タイ協定の場合

## 原産地規則の概要

財務省関税局業務課編

[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/gaiyou/thailand/setsumeikai\\_gensanchi.pdf](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/thailand/setsumeikai_gensanchi.pdf)

## 日タイ経済連携協定 原産地規則の概要



平成19年11月  
(平成20年7月：一部改訂)  
財務省関税局業務課

タイ協定原産地証明書の記入要領／出典：税関  
[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/gaiyou/thailand/kisaiyouryou.pdf](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/thailand/kisaiyouryou.pdf)

財務省関税局業務課

タイ協定原産地証明書の記入要領

原産地証明書は、英語で記入すること。

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) 輸出者の名称・住所・国名</p> <p>輸入時のインボイスが第三国の者により発行される場合、第三国で発行される旨及び発行書の正式な名称・住所も記入。</p>		<p>Reference No. AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND (country)</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) 輸入者（又は荷受人）の名称・住所・国名</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known) 輸送の手段及び経路（分かる範囲で） 積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>			
<p>4. For official use 公用欄 運及発給の場合「ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is ... (date)」 再発給の場合「DUPLICATE, date of issuance and reference number of original C/O are ... (date), ... (reference number)」と、タイの発給当局が記入。</p>		<p>再発給された原産地証明書の有効期間は、オリジナルの原産地証明書の有効期間の残余の期間</p>			
<p>5. Item number 項目番号</p>	<p>6. Marks and numbers of packages 包装の記号、番号</p>	<p>7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 包装の個数及び種類、品名、HS番号</p>	<p>8. Origin criterion (see Notes Overleaf) 原産地基準 WO、PE、PSのいずれかを必ず記入</p>		
<p>品名は、産品のインボイス品名と、実質的に同一でなければならない。可能な場合にはHSの品名とも実質的に同一のものになるようにする。</p>		<p>2002年版HSの6桁番号</p>			
<p>完全生産品はWO、原産材料から生産される産品はPE、品目別規則を満たす産品はPSと記載される。</p>		<p>※アセアン第三国産材料の使用の特種ルール又は1 O T C登録船舶ルールにより、品目別規則を満たす場合、第1604、14号の産品については、材料名、1 O T Cに登録された船名、登録番号、登録国名等 第7類、第16類、第19類～第20類の産品についてはアセアン第三国の材料名、国名等 第31類、第32類の産品については、アセアン第三国の材料名、加工内容、商名等を記入すること。 ※新標準ワイン(2206.00-229の一部)及び「メコンウィスキー」(2208.90-129の一部)については、下記①及び②を適配。 ① 下記の品名 (熟成単発ワインの場合) fermented beverage; prepared from XXX (原料の果実名) (「メコンウィスキー」の場合) Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses; and/or refined sugar, and coloured with caramel ② タイ政府が発給する製品証明書のID番号</p>		<p>9. Gross weight or other quantity 総重量その他の数量</p> <p>10. Number and date of invoice インボイスの番号及び日付</p>	
<p>協定第29条第1項(a)から(c)までの適用</p>		<p>一般特恵(GSP)原産地証明書の特恵基準(第8欄)では、「P」又は「W+HS番号」と記入することになっていたことから、紛らわしいので要注意</p>			
<p>11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (including country)</p>		<p>12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p>			
<p>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 ・日付 ・押印 ・署名(自署又は署名の形状の印字)</p>		<p>輸出者(又は代理人)が記入。 ・証明書の申請の日付 ・署名(自署又は署名の形状の印字)</p>			
<p>No. 000000</p>					
<p>(注) ここに掲げた記入要領は、日タイ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の厳密な情報は原簿の原文(英文)によることとなる点にご留意願います。</p>					

# 特定原産地証明書 日本タイ協定の場合

日本商工会議所  
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」107頁  
日タイ協定用特定原産地証明書留意事項  
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

タイ向け  
特定原産地証明書  
留意事項

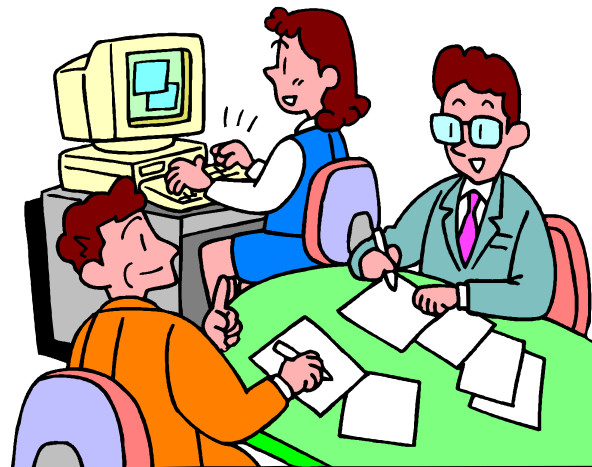


## <日タイ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<b>1. Exporter's Name, Address, and Country:</b> (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英名称、住所、国名)	<b>Reference No.</b> (証明書番号)	<b>Number of page</b> (ページ数) /	
<b>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country:</b> (欄2) タイの輸入者 (英名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN  Issued in Japan		
<b>3. Means of transport and route</b> (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積込基準を満たしている必要あり (日本 → タイ)			
<b>4. Item number (as necessary); Mark and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</b> (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の種類および種類、品名、HS番号、その他の記号  <特許な品名> 熟成チキンワインおよびタイの熟成酒: 特定の品目および製造証明書の番号を入力  <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された記号、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国で収穫された材料名、国名 第61類、第62類の産品: タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業者、国名  <b>Mark and numbers</b> (ケースマーク: 商印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で500文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に実行されるため 実行ボタンは使用不可。300文字以内の場合には証明書プレビューで確認してください <b>Number and kind of packages:</b> (梱装) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に実行されるため 実行ボタンは使用不可。150文字以内の場合には証明書プレビューで確認してください			
<b>5. Remarks:</b> (欄5) 備考 (追及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文書、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給用の証明書が無効になった文書、再発給用の証明書の発給および番号が自動印字	<b>5. Preference criterion</b> (欄5) 特恵基準 △産品 (WO) (完全生産品) ①産品 (PE) (原料材料のみから生産される産品) ②産品 (PS) (最終原料を調らず産品)  <積込規定> 運出 (DM) 積積 (ACU)	<b>6. Quantity or gross weight</b> (欄6) 数量または重量	<b>7. Invoice number and date</b> (欄7) インボイス番号と日付  <印刷方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ②日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ③第三国中介者発行インボイスを使用する場合 ④第三国中介者発行インボイス番号と日付 ※不適合場合は日本の輸出者発行の①②③の番号と日付
<b>9. Declaration by the exporter:</b> (欄9) 輸出者宣言 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan.  <b>Place and Date:</b> _____ (場所、日付) ※場所は交付事務場所所在地、日付は発給申請日  <b>Signature:</b> _____ ※発給申請者の氏名とサイン  <b>Name (printed):</b> _____  <b>Company:</b> _____	<b>10. Certification:</b> (欄10) 認証 (関工会議所使用済) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.  <b>Competent governmental authority or Designee office:</b> _____  <b>Stamp:</b> _____  <b>Place and Date:</b> _____ ※場所は交付事務場所所在地、日付は承認日 ※関工会議所サイン  <b>Signature:</b> _____		



# 申請者の義務



# 原産品判定と原産地証明書発給費用

## 日本タイEPAの場合

1. 発給手数料 = ① 基本料 + ②加算額

① 基本料: 2,000円/発給申請1件

② 加算額: 「証明書記載産品数」 × 「加算単価」  
加算単価 = 500円/1品 ⇒ 50円/1品

(注: 証明書記載産品の原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回を超えた場合)

2. 金型・金型部品の場合(金型1種類の場合)

方式: ①基本料(2,000円/発給申請1件) + ②加算量(証明書記載産品数 × 加算単価)

計算:

A) ①2,000円 + ②500円

(原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回以下の場合) × 1

B) ①2,000円 + ②50円

(原産品判定番号を当該申請者が使用した回数が20回を超える場合) × 1

# 証明書発給などにかかる罰則

## 日本タイEPAの場合

### 原産地証明法に基づく罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書または虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかった事の通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

○書類の保存(原産地証明法第7条)がない ○原産品確認への対応で期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合	原産品確認手続が円滑に対応できず最終的には <b style="color: red;">特惠関税否認</b> の可能性
○証明書受給者、特定証明資料提出者の報告要請・実地検査の同意拒否	A) <b style="color: red;">証明書発給決定取消</b> の可能性 B) <b style="color: red;">相手国の当局への発給取消通報</b>

- 注1 証明書発給が取り消された場合、当該原産地証明書を所持する証明書受給者は遅滞なく、その証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。
2. 特惠の適用を目的として原産地証明書を偽造した場合は、刑法155条の公文書偽造に該当し1年以上10年以下の懲役の対象になる。

# 特定原産地証明書発給申請マニュアル

## 申請先は日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

### 特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、  
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、  
メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日
日オーストラリア協定	2015年 1月 15日

平成27年10月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

### 特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。

### <特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL：022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所 (岡山商工会議所内)	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL：092-441-1114
○	○	北九州事務所 (北九州商工会議所内)	TEL：093-541-0185

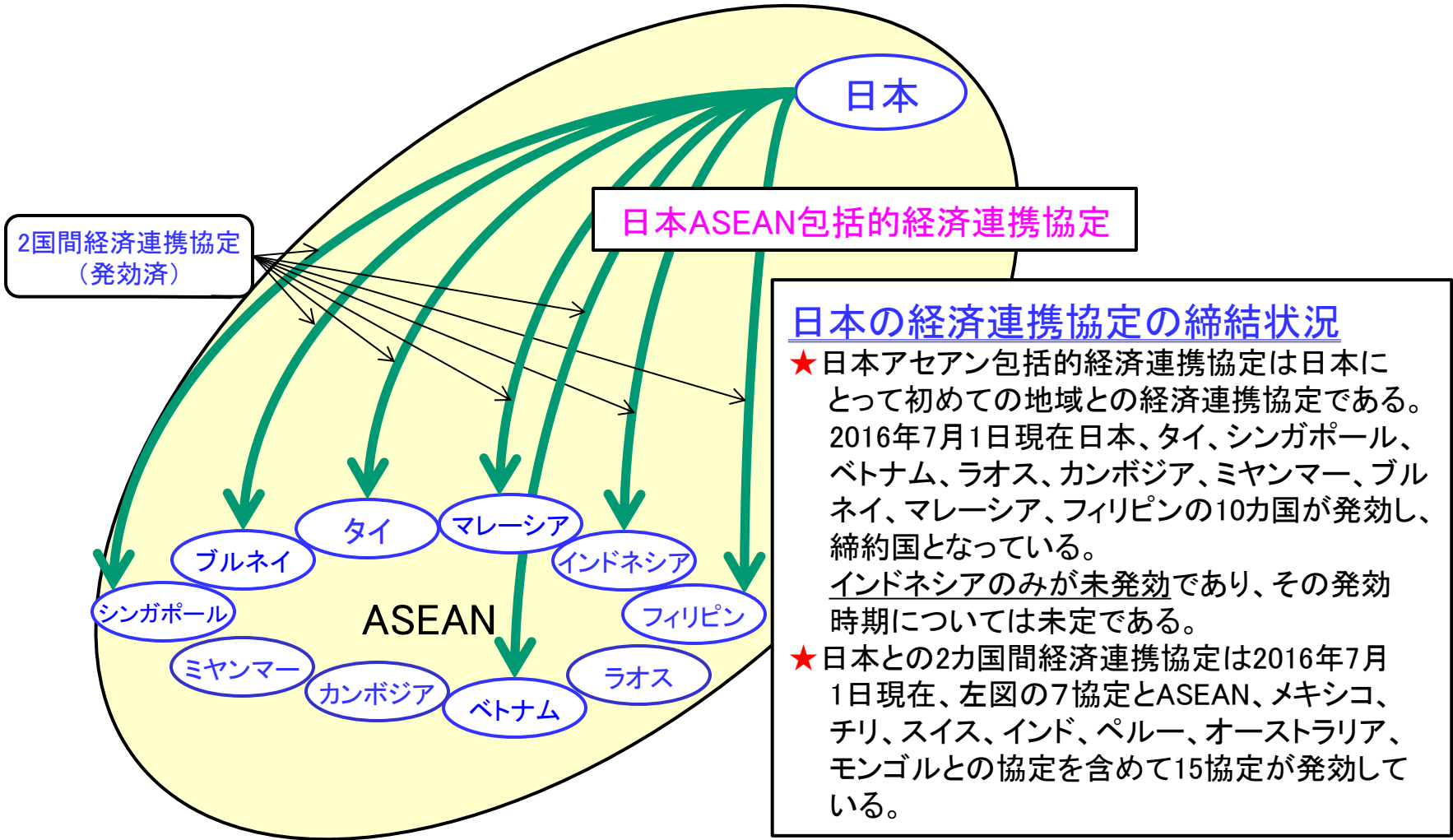
### <EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL：03-3501-0539
---------------------------	------------------

# 日本ASEAN包括的經濟連携協定の特徴



# 日本ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP) と2国間経済連携協定との関係と特徴



**日本の経済連携協定の締結状況**

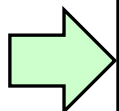
- ★日本アセアン包括的経済連携協定は日本にとって初めての地域との経済連携協定である。2016年7月1日現在日本、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、フィリピンの10カ国が発効し、締約国となっている。  
インドネシアのみが未発効であり、その発効時期については未定である。
- ★日本との2カ国間経済連携協定は2016年7月1日現在、左図の7協定とASEAN、メキシコ、チリ、スイス、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴルとの協定を含めて15協定が発効している。

# (参考)AJCEPとASEAN諸国との二国間EPAとの関係

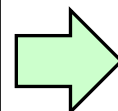
★日本ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)は署名国すべて発効すると、アセアン諸国との二国間経済連携協定(EPA)との関係はどうなるのか？

**ASEAN諸国との二国間EPAとは全く別個の協定！**

AJCEPとASEAN諸国との二国間EPAとは法的な優先関係は存在せず、**全く個別の協定**



AJCEPとASEAN諸国との二国間EPAの両方が利用可能である国との貿易では、取引産品がそれぞれの協定の原産地規則を満足する原産品と認められる場合、それぞれの協定上の**特惠税率の適用が可能**



AJCEPとASEAN諸国との二国間EPAのどちらの特惠関税が適用されるかは、原則、**輸入者がどちらの協定(EPA)に基づく特定原産地証明書を添付して輸入国税関に申告するかによる**

★AJCEPと二国間EPAの物品貿易の条件(原産地規則、税率等)を比較し、より有利な条件のEPAをご利用ください

## 日本とASEAN諸国との二国間EPA

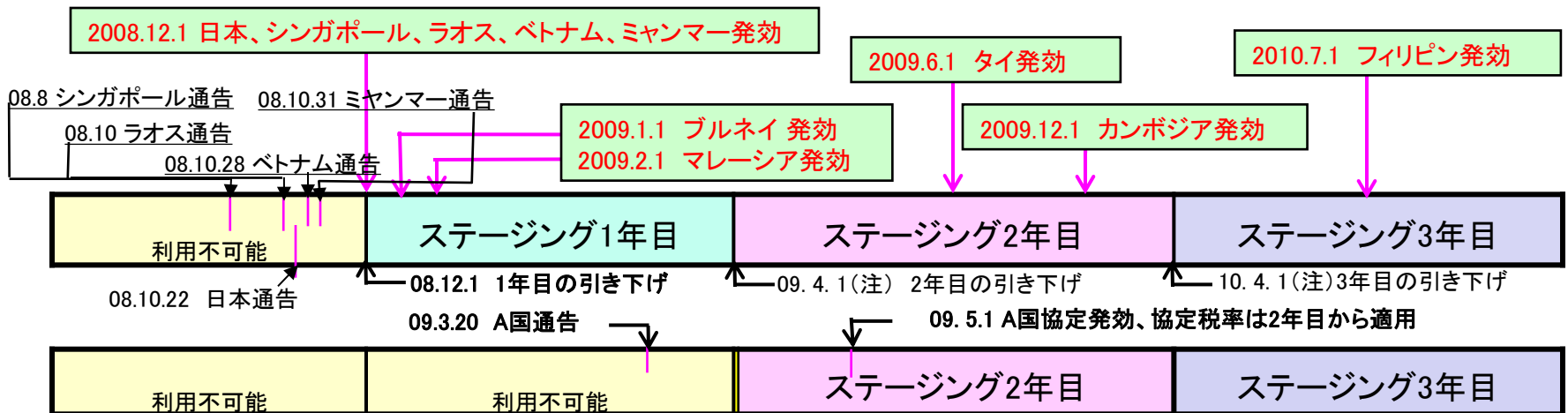
(注:2016年5月31日現在インドネシアはAJCEP未発効、二国間EPAのみ適用)

シンガポール	利用可能(02年11月発効済)	ブルネイ	利用可能(08年7月発効済)
マレーシア	利用可能(06年7月発効済)	インドネシア	利用可能(08年7月発効済)
タイ	利用可能(07年11月発効済)	ベトナム	利用可能(09年10月発効済)
フィリピン	利用可能(08年12月11日発効済)		

# (参考) 日ASEAN包括的経済連携協定の特徴-1

## 発効とステージング

1. 発効：日本及びアセアン側の少なくとも1カ国が国内手続きが完了した旨を他の署名国政府に通告した月の後2番目の月の1日にこれらの通告を終えた当該各国の間で発効する(協定文第79条)
  - 1-(1) 協定の「効力」が及ぶのは国内手続きが完了した旨の通告を終えた協定署名国(締約国)のみである
  - 1-(2) 2008年12月1日に発効したのは2008年10月中に通告を行った日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーが締約国となり、これらの締約国間でAJCEPの利用が可能になった
  - 1-(3) 2008年11月以降に通告した他の署名国は、通告を行った月の後2番目の月の1日に発効し、協定利用が可能になる
  
2. ステージング
  - 2-(1) 2008年12月1日の協定発効により、AJCEPの基準年は2008年である。例えば、2008年12月1日の発効後2009年3月20日にA署名国が通告し、2009年5月1日にA締約国として協定の効力が及び、協定の利用が可能になる。ただし、A国以外の締約国からの原産品に対するA国のAJCEP協定税率は、2年目の引き下げが行われた後のステージング表に基づくAJCEP協定税率からとなる



出所: 経済産業省「日アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定について」

(注): マレーシア、カンボジア、インドネシアは毎年1月1日引き下げ



# (参考) 日ASEAN包括的経済連携協定の特徴-2

## 原産地規則の特徴

輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、以下の(1)～(3)の規定によるが、日本ASEAN包括的経済連携協定では(3)の輸出産品の場合、品目別規則(附属書2)を調べ、原産地規則記載のない品目は第26条1項の一般規則を満たす必要がある。原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査の上、基準を満たしていれば発給される。

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、一般ルールと附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもの	鉱工業品  日アセアン包括的経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが多い
一般規則	(3)-① 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が40%以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-② 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号 <sup>(注)</sup> と完成品の関税分類番号が4桁レベルで異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号 <sup>(注)</sup> と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品:日アセアン包括的経済連携協定では絹織物・紡毛織物・綿織物等の場合、CTHとの選択できる基準として存在する

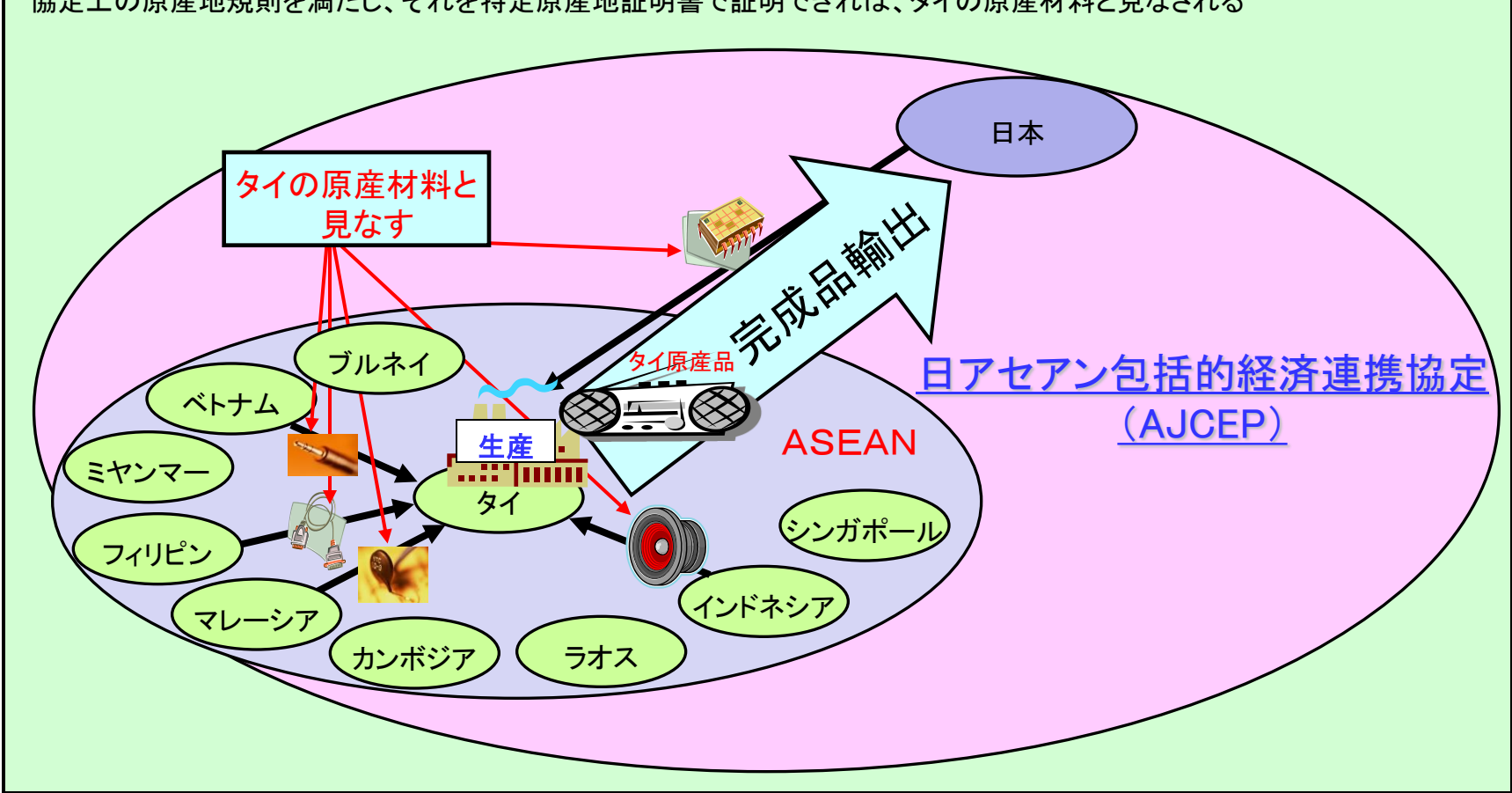
(注)関税分類番号(HSコード):すべての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号

# (参考) 日ASEAN包括的経済連携協定の特徴-3

## 累積規定(第29条)

締約国の原産材料であって、他の締約国において生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料と見做す

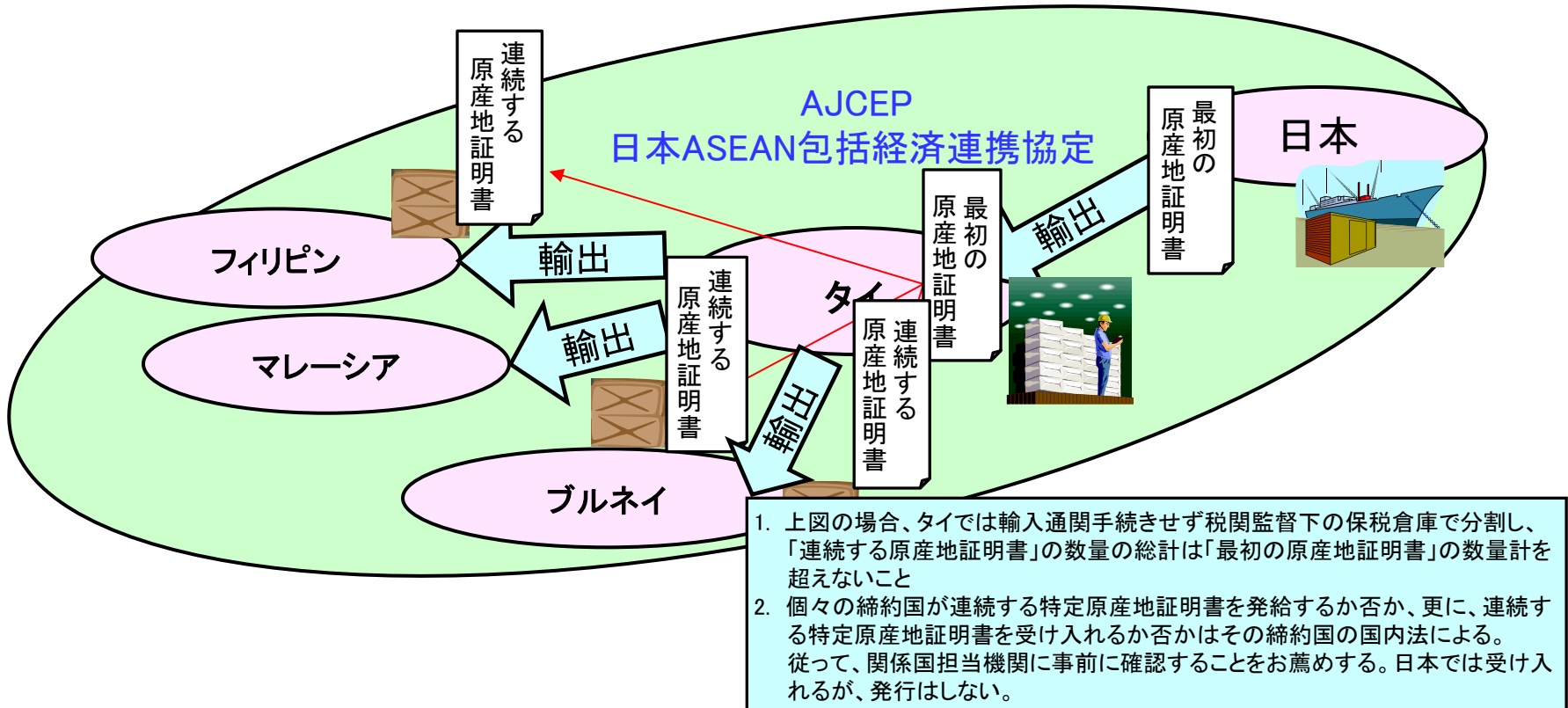
AJCEP締約国原産材料は他の締約国の産品生産材料に使用される限り、産品生産(加工)締約国の原産材料と見なす  
下図の場合、タイでラジカセ最終組立て作業を行って完成させ日本へ輸出する場合、ラジカセ組立てのためのベトナムのジャック、フィリピンのケーブルユニット、マレーシアのコンデンサー、インドネシアのスピーカー、日本のICがそれぞれAJCEP協定上の原産地規則を満たし、それを特定原産地証明書で証明できれば、タイの原産材料と見なされる



# (参考) 日ASEAN包括的経済連携協定の特徴-4

## Back-to-Back規定 附属書4 運用上の証明手続 第3規則

- 4 (a) 第二規則5の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書(以下この4において「最初の原産地証明書」という。)が発給された原産品が輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸出者又は権限を与えられたその代理人が有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行うときは、当該輸入締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産品のための新たな原産地証明書として、連続する原産地証明書を発給することができる。
- (b) (a)の規定に基づき連続する原産地証明書が発給される場合には、第三章及びこの附属書に規定する「輸出締約国の原産品」については、その権限のある政府当局又はその指定団体が最初の原産地証明書を発給した締約国の原産品とみなす
- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/pdfs/ajcep\\_k4.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k4.pdf)



## (参考)品目別規則ルールの特徴

品目別規則のルール	日本との協定
1. ASEAN第三国産材料の使用許諾ルール	シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム
2. IOTC登録船舶漁獲材料の使用許諾ルール	タイ、フィリピン
3. 化学反応ルール	シンガポール、タイ、インドネシア、ブルネイ、チリ

(注) 日本・ASEAN包括的経済連携協定には上記3ルールは無い。

## (参考)日本のEPAのロールアップ規定、 トレーシング規定、ロールダウン

	ロールアップ規定	ロールダウン	トレーシング規定
日本シンガポールEPA	第24条	無	第23条、第24条の解釈
日本メキシコEPA	第27条	無	第22条1項及び第27条の解釈から“有”
日本マレーシアEPA	第29条1項	無	第29条2項
日本チリEPA	第33条	有	無
日本タイEPA	第29条	有	無
日本インドネシアEPA	第30条1項	無	第30条2項
日本ブルネイEPA	第25条1項	無	第25条2項
日本ASEAN CEP	第29条	有	無
日本フィリピンEPA	第30条1項	無	第30条2項
日本スイスEPA	附属書2第5条1項	無	OP. Rule6 2-4事例(註)
日本ベトナムEPA	第29条	有	無
日本インドEPA	第31条	有	無
日本ペルーEPA	第43条	無	第43条(c)の解釈

OP: Operational Procedures = 附属書2に関する運用上の手続規則

# EPAを利用した継続輸出の場合の社内管理例



## 特定原産品判定の社内管理

### 1. 特定原産品の維持管理： 非原産材料を使用し、実質的変更基準を満たすもの。

特定原産品の認定を受け、継続してその特定原産品をEPA税率を利用して締約国の輸入者が輸入する場合、輸出者は輸出の度に、その特定原産品認定番号を使って特定原産地証明書発給を受ける。この場合、特定原産品は原産品判定時に用いた判定基準を満たしていなければならない。

- 1-1 付加価値基準であれば、使用した基準値をクリアしていなければならない。  
原産品判定番号取得後、売値が下がったり、原材料の値上がりや人件費の上昇など原価要素が変化した場合、基準値をクリアしているか否かのチェックが必要である。
- 1-2 関税分類変更基準であれば、使用していた原材料は変更してはならない。  
原材料を変更した場合は、新たに原産品判定からやり直しする必要がある。
- 1-3 加工工程基準であれば、原産品判定依頼時に申請した加工工程が引続き行われていることの確認が必要である。

なお、継続して同じ原産品判定番号で特定原産地証明書の発給を受けている場合でも、最低1回/半年はチェックが必要である。

基準値をクリアせず、今後もクリアする見込みのない場合、取扱い担当商工会議所に報告して原産品判定結果(番号)を取り消す必要がある。

# 特定原産地証明書受給者の遵守義務

## 日本タイEPAの場合

1	原産品でなかった事等の通知義務（原産地証明法第6条）	輸出者（申請者）	生産者（原産品判定資料提出者）
	1-1 原産地証明書発給を受けた産品が原産品でなかったこと	5年	5年
	1-2 原産地証明書記載に誤りが生じたこと （申請者の記載、資料の内容の誤りによる）	1年	—
	1-3 提出済資料の内容に誤りがあったこと	—	1年
	1-4 原産地証明書記載事項に変更があったこと	1年	—
2	書類の保存	当該特定原産地証明書発行日から5年間 （日本ブルネイ協定、日本ASEAN協定は3年間保管義務）	
	2-1 原産地証明書発給を受けた産品に関する書類で、		
	2-2 産品の原産性を明確にするための資料内容の事実証明するために必要な書類	書類の保存がない場合、原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性はある	
3	原産地証明書受給者、特定証明資料提出者の報告等（原産地証明法26条）	その同意拒否の場合、特定原産地証明書発給決定取消、相手国の当局への発給取消を通報する可能性がある	
	特定原産品でなかったことなどの通知義務遵守確認のため、原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に経済産業大臣又は指定発給機関が、 <a href="#">その同意を得て報告要請、実地検査できる</a>		
4	原産品であるか否かについての確認 経済連携協定における輸入国の関連当局は輸出国から輸入される産品が当該輸出国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出国の権威ある政府当局に対し、以下の要求ができる	原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性はある	
	4-1 相手国政府から日本国政府に情報提供要請	3カ月以内に回答	
	4-2 相手国政府が必要な日本国政府への追加情報提供要請	2カ月以内に回答	
	4-3 4-1、4-2で満足しない場合、日本国政府が相手国政府当局の立会いの下に実地に生産設備を確認する事等の要請	30日以内に回答	
5	原産地証明書の返納義務	不要になった時、速やかに返納	



# EPA税率を使う貿易の費用対効果-1

## 1. EPA税率利用のための特有費用と効果

EPA税率の適用を受けて輸入する場合、その特有な費用の発生は輸出者が直接の負担者であり、直接の受益者は輸入者である。従って、その費用負担は最終的に輸出者と輸入者が話し合っ、それぞれがどう負担するか決める必要がある。

### 1-1 考えられる特有費用:

特定原産地証明書発給手数料: 基本料金 2,000円/1枚の特定原産地証明書

手数料 500円/1アイテム(21回目から50円)

人件費: 保管書類の管理、特定原産地証明書発給申請手続き、新規アイテムの原産品判定依頼作業と進捗管理、原産品判定の維持管理、特定原産地証明書発給のための支払手配、原産地証明書の申請者の義務履行、MFN税率の定期的チェック、EPA税率ステーキング社内管理など

一般管理販売費: PC賃借保全費、文房具代、電気暖房代、事務所賃貸料、通信費、PCソフト保守費用、旅費交通費など)

### 1-2 効果

従価税の場合:  $\text{EPA税率適用品目の商量(金額)} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率}) = \text{効果}$

従量税の場合:  $\text{EPA税率適用品目の重量、他の量} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率}) = \text{効果}$

## EPA税率を使う貿易の費用対効果-2

### 2. 費用対効果のための社内管理の例

2-1 船積みごと、品目ごとのチェック：方程式を作って、最低どの程度の効果額をめどとするか？

<例えば>

$$\frac{\text{当該製品の取引額/船積み} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率})}{2,500\text{円/特定原産地証明書発給手数料} + (\text{当該製品の取引額} \times \text{【\%】}^{\text{注1}})} = \text{人件費と一般販売費} = 1 \text{以上}$$

注1) 人件費と一般管理販売費の【%】は初年度は計画に従って想定計算し、2年目以降は実績に基づいて算出する。

2) 1回の船積みにも多数の特定原産地証明書記載品目がある場合、上記分子の計算を品目ごとに行い、分母は特定原産地証明書発給手数料2,000円÷記載品目数+品目加算料を計算し、分母とすれば、その船積み分の品目毎の計算ができる。

2-2 半期、あるいは 年間実績のチェック：2-1の方程式の有効性チェックと業績

<例えば>

$$\frac{\text{EPA税率利用産品期間内輸出総額} \times (\text{MFN税率} - \text{EPA税率})}{\text{特定原産地証明書発給手数料の総額} + (\text{当該製品の取引額} \times \text{一般管理販売費\%}) + \text{人件費実績}} = \text{実績}$$

注3) この実績から考えて、2-1の1の値が正しいか検証し、実績の方が低い値であれば、1の数値を上げるか、人件費、一般管理販売費の%を見直す。

4) 半期や年間のEPA期間実績を求める場合、上記分子は指定期間の全品目ごとの実績を総合計する。

# 経済連携協定の特恵関税を利用して 利益あるビジネスの拡大を！



日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>